

田中頼庸君 木村正辭君
小中村清矩君 黒川貞頼君 批評
栗田寛君 飯田武郷君

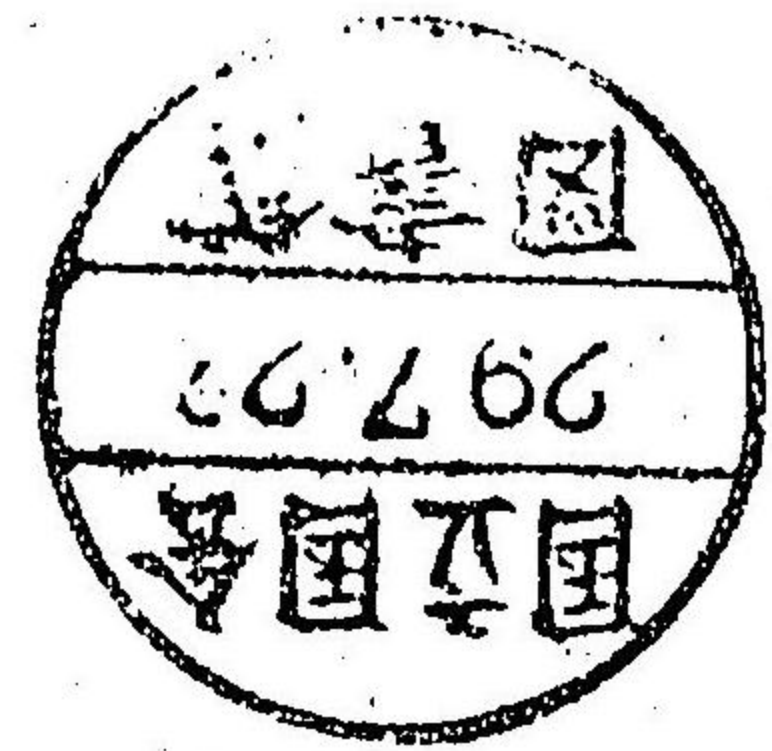
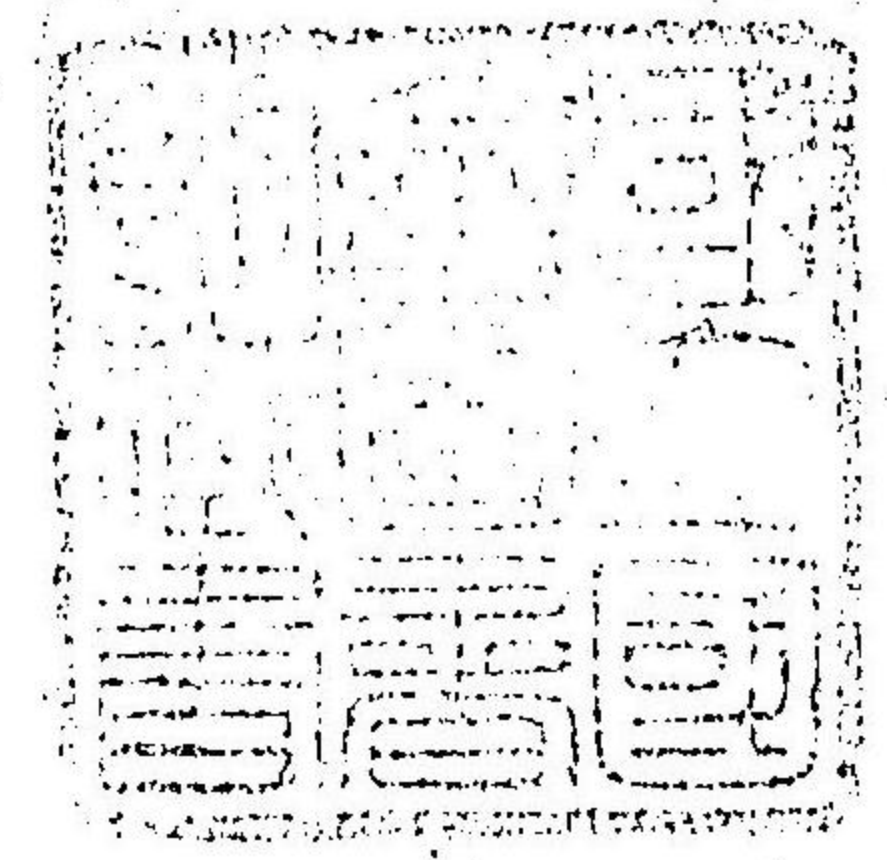
日本古史評議全

原名英譯古事記

英人チャンパーレン著
日本飯田永春譯

210.3
Kob986
I (v)

210
c4
I



337321

例言

- 一 此書原本ハ西暦一千八百八十三年横濱ニ於テ印行セル「トランスアクションズ、
ヲフ、ゼ、エシアチック、ソサイテイ、ヲフ、ジアップ、バン」ト云ヘルモノ、中ノ英人チャンバ
ーレーン氏カ英譯セル「リコルト、ヲフ、アンシエント、マタアス」ノ總論ヲ抄譯セル
モノナリ
- 一 書中人名ハ右傍ニ單線ヲ施シ地名ハ同シク双線ヲ施ス其他官爵等ノ名ニハ左
ニ單線ヲ施シ原語ニハ右傍ニ双線ヲ施ス
- 一 此上古史評論ハ明治二十一年三月十一日印刷シタルヲ今回更ニ訂正シテ頒布
ス

明治三十三年十月三日

譯者 識

る者なりしか日本人の古傳説風俗及思想は何にありしか此等の事を明瞭に了解せしめん事を冀望し爰に英語を以て古事記全部を翻譯すかゝれば此譯書は歐洲學士の爲に時々引證の用に供すべく又原書を見る時の助ともなりぬへしとの目的にて斯く一書を備置にあれば頗る其体を嚴密にし古事記の本文に従て一字一句も等閑にせざるなり古事記は後にも論するか如く其文体華美を旨とせず妙に朴素の調子なれば英語にうつすもまたしからざるをえざるなり原書中にて故ありて英語もて譯するを厭所あり其は不良の部分なり永夫曰不其の部分とは假裝と思へる彼の二尊の辨哉云々の部分等なりん然れども其を羅句語に譯せば亦之を非難する者あらざるへしと思へり右緒言を終れば是より古事記を講究するの法又英語に譯さんとするの用意數ヶ條を掲げ次を逐之を論述すへし其簡條を擧げれば則左の如し

○第一 古事記の信すべき事及其性質又異本評説

○第二 翻譯の方法の事

○第三 日本紀の事

○第四 日本古代の風俗習慣の事

○第五 日本古代の宗教及政治の思想日本國の起原及日本古傳説の信すべき等の事

○第一 古事記の信すべき事并異本の評説

古事記序の末段に於ては惟原書編輯の由來のみを記亦其大意を説明其文始には華美なる漢語にて紀事引證し後には專事實を主としたる文体を以て序を結たりされども何其意義の十分に明瞭ならざるに似たる所あれば其編輯の由來を平易に陳述し歐洲の學士をして一層明瞭に了解せしめんこと緊要ならん此は既にサトウ氏の純正神道挽回論亞細亞協會事務報 第三卷にあり中に出されれば爰には只其文を抄録するを以て足りす其文左の如し

天武天皇の御世の何年なりしや記れすと云ども天皇は諸家の賚たる所の記録の正實に遠慮偽多くして真正の傳説の之か爲に滅む事を忠之を保存せんか爲に諸家の舊記を撰録して之を校覈し其偽を削

清矩云日本にても近世に至るまで偽書を作るもの往々あり又現行の舊事紀の偽撰なる事は論を俟たず本居氏の説を輕忽也云ふは強て其説を破らんとする人の言にて採るに足らざるなり

正辭云此處の論說いさよし

清矩云古事記に譯文體裁を用ゐたるは當時未だ片かな平かなさの便利

を得る事あらば大に學者を満足せしむる所あるべしと云ふも當時讀書著述に従事する者甚少なく且殆此と同時に頗る能く世の人氣に適合せる歴史(日本書紀)を編輯するの舉ありしを以て自然に古事記の證明ともなるべき事實を失はる事多し然れども日本に於ては近年に至迄文書を偽作するの風あることを聽されば本居氏は先代舊事記を偽作なりと説たれども近世の學士中に之を評して輕忽の言なりと云者あり此書の正書たること信すべし尙之を證する者あり抑日本書紀の朝廷に用られし以後は舊時の傳説を漢文体に書する事一般の慣習なれば若古事記の撰者にして第八世紀以後に出たりせば豈當時漢語を以て舊時の傳説を書するの風習を脱するを得んや又能く其著述の名譽喝采を得るに足らざるが如き彼の文体を以て撰輯すべきや必當時日本に諸著作家と一般に華美なる漢文を用て編輯せしならん撰者の序文を視るに若漢文を以て記したるならば能く漢文に記得べき學力あり若又既に國語を以て記したる歴史のあるありと聞ば日本の文体を用日

なるものなきに由りて也按るに當時祝詞宣命の如く日本に漢法に從ひて漢字を排列したるもの既に世に行はれし事は禮記の文にても能く知らる也然れども國史に至りては其文元長になりてかくは書より離きにより是非なく拙き漢文とし其間に邦語を挿たるものなり是れ當時一種の文体なるも古事記に限らず古き金石文なさをみて知らる但し金石文の方は多く漢文に拙きよりしてかゝる体になりしもあるへし清矩云前に云へる如くなれば古事記は和漢混淆文の始にはあらず其以助

本の文法に從て漢字を排列し其助辭語尾の如き祝詞の体に従假字に寫せしなるべし然るに今古事記の撰者を視るにさはせずして漢文体裁を用漢語に日本語を寫すの傍時々其体裁を破て假字を以て處々に日本語を補寫したりされば則此舉や文章の上を論なば漢文假字文なる二の異なる者を始て結合せる作法なり或は又假に古事記の撰者七百十二年より僅に百年の後に出了たりとするも其古代の言語を摸擬し又は想像する此の如く巧なる事はあるべき事と思れす何となれば第八世紀は實に日本語の一大轉變の期にして此の時中古の日本語と上古の日本語と交換し爾後學者の注意する所は獨支那文學のみなれば上古の語勢を知に由なく又此時にありては歌人にも既に廢たる古言を以て其歌を修飾せしことなどはなく古風に修飾などすることは其後書籍の多く世に廣かりし時にあるなり實に第七世紀第八世紀第九世紀の間に於きては其歌人のよみし歌詞と其常に談話する所の詞と毫も異なる所なきものなれば萬葉集古今集第八世紀の中間と第十

よりいへる文體ありし也神代紀に二番さいへるもの原書又纂記なさいへる書體も恐らくはかゝる文なるへきと思はるなり武郷云此處よくみられたりかくまで論したる説は御國人にして未だいひしなきがす

武郷云卓見

賴庸云問句訂正云は三百廿年已前の人はせざるにて古書に少手を入し

世紀の始に於て勅を奉して編輯したる二大歌集に就て其歌詞の年代區分を調査せずとも只其歌を見れば其年代を分つことも難からずされは古事記の撰者は言語を摸擬し又は想像して作るにあらざる事知れたり只撰者古事記を編輯するの際其意義を助又其名詞の正音を失はらむ事を欲して假字以て寫したる日本語此は總上古日本語也に就ては己か意を加し事はあるべし又或説に古事記中に載たる歌は或は撰者の製作に係るなるべしと云者あれども奇怪の説にして取に足す其は七百二十年に完成したる日本書紀中に古事記の歌に同き者を載る事多きを見て知べし或は又此古事記に精細に假字を以て載たる歌の後の部分は第八世紀以後に係其前の部分は稍此時代より早かるべしとの説あれども余輩は既に能く日本語の沿革を熟知し又能く第八世紀より今日に至迄の典籍に徴して其語の沿革を推知したれば此説を信する事能ざるなり唯余輩其歌の數多き今体に近き者を第六世紀の製とし又其風情体裁の古雅なる者を是より一二百年以前の作と見は乃

は契沖に始まり國學者流に至りて極れりさる弊は極也も早く云る説なり今譯者も古寫本の跋を見渡されむには余言の誣ざるを明すにたりなむ

或は此推測其當を得る事あらんとす何となれば日本に於て文書を用たるは第五世紀の初に始りたれば夫の古代の神人勇士の作なりとして貴重せし歌の如きも此時代に於て始て之を漢字に寫し其意義の了解し難き所は傳説の儘に是を謄寫し又其詞句の謬ありて且美ならざる所は是を訂正せしなるべしと思考するは是理の當然なればなり今一言以て云んに日本の註釋家中には上文にも云る如く其古代の史記を駁撃して是を偽作なりとしたる者あれども獨古事記に至りては其眞偽を疑はざりき若果て古事記にして最誠實にして最古き書ならずとせば近年古事記の學派と日本書紀の學派との間に討論絶ざるを以て必其瑕點を發見指示する者なきの理なし

中世の間は漢書佛書の外に日本書にて刊行せし書籍甚多からず古事記も亦寫本の儘にて神官輩の庫中にありしが其後國家太平に復し讀書を好の風普く行れ日本の書籍の謄本たりし者漸く上木せらるゝに及て古事記の謄本の始て刊行せられたる者あり此板本は千六百四十

四年の刊行に係、後又千七百九十八年是を再板したり古事記を専門に
學者の爲に最緊要なる書なれども世上に其書甚稀なりき後又古事記
の刊行せられし者あり此本は千六百八十七年神官出口延佳の出板に
係、其本文を改正したる所は緊要なれ共其標註は緊要なる所少なし前
上の二板をば通例是を舊印本と稱し單に古事記と云、後の板本は龍頭
古事記と稱して各三卷あり其後に出る者は本居氏の古事記傳にて是
る感賞すべき貴重なる著述にして日本文學上に誇示するを得る者に
て千七百八十九年より千八百二十二年に至る迄の印行にて全部四十
四卷あり其十五卷は本書第一卷の註釋に係、十七卷は其第三の註釋に
係、十卷は其第三卷の註釋に係、自餘の二卷は總論目錄等に係、此註釋
書は通常學生の望を満足せしめ且其文体快麗にして原文の乾燥した
る文に彩色を加ふる所多しされども氏は熱心なる神道者最負たれば其
意に協する章或は意義の最、難解し難き句に遭遇すれば往々其説を誤
者あり又氏は屢、其師眞淵氏の説を引用したれども此説を述たる眞淵

氏の自著の書世上に乏しく今記者は一寫本をも見るを得ず又東京書
籍館にも是を蔵せず又此書に就て刊行せる古事記の稍緊要ならざる
書を枚舉すれば古訓古事記は千八百三年の刊行に係、本居氏の門弟の
一人其師の古事記傳の訓を附して再板せる者にして其古訓たる名號
は正からざれども亦参考に頗有用の書なり古事記標註は千八百七十
四年の刊行村上忠順の標註する所また千八百七十四年の刊行坂田鐵
安の假字古事記は原書の本文に今代の訓を附し隨意に尊稱等を訓中
に挿、其を以て本書の原訓なりと主張し惑を生せしむる書と云、べし又
千八百七十五年の刊行に係、植松茂岳の校正古事記あり以上總、いづれ
も三卷とせり又美麗なる薄葉に摺、て一冊になされたる古訓古事記あ
り又千八百七十一年藤原政興の神字古事記あり全部四卷にして他に
賞すべき所なければ實に珍奇なる書なり此は近代日本の或る著述家
が古事記を一種の朝鮮假字に直し上古神人の用たる文字なりとし之
に神字の名を附、尙近代の假字訓になしたる一種の古事記なり

右に載せたる古事記の外に同書に大に關係を有する書籍あり其數頗る夥多にして枚舉するに暇あらず今其著名なるものを舉ぐれば神代正語と稱する三卷の書は千七百八十九年の刊行にして本居氏の著述する所なり神代正語常盤草は細田富延の著にして神代正語の註解なり譯者は反譯の際この書の考に據ると抄からず又古史徵及古史傳と名付たるものあり其は千八百十九年に刊行を始めたる平田篤胤の著述なり語學上殊に感賞すべき書にして本居氏の解する事能はざりし難義をも解したる事抄からず

不幸にして上木せし卷數未だ神代の末尾にも至らず此の著述は既に既に世に顯はれたるは四十一卷なり

又稜威道別は千八百五十一年刊行を始め橋守部の著述にして日本書紀を註釋したる有用の書なり稜威言別は千八百四十七年の刊行にして亦同氏の著述なり古事記及日本書紀に載せたる歌を解したる有益なるもの也

因に云稜威の道別稜威の言別もいまたさしに全備せず甚だ惜しきことなり

又難語考一名山彦冊子は千八百三十一年の出版に係り全部三卷より成りて殊に解しかたき詞句を解

頼庸云大凡の學者は各その學に私して契沖なきを古學の祖とも云るものなきを今かく説れたるは余の心を暗合す云べし契沖の著書は外にも最多かれは廣く見渡されよかし

釋したる辭書の如くにして難語及隱語などを解きてあかしを與へし事抄からず又日本書紀通證と云へるは千七百六十二年谷川士清氏の著述にして全部二十三卷あり漢文の書にして實に心勞したるものなり又爰に厚顔抄と云る書のとを記さん此書は日本古學家の祖とも稱すへき僧契沖の著述にして日本書紀及古事記中に載せたる歌を解釋したる者なり其説の中には近年細密なる註釋書の出たるにより陳腐に屬せしもの多しと雖も尙とるへき説あり此書千六百九十一年既に脱稿したれども未だ是を刊行せず今余輩は右に載する所の諸書及和名類聚鈔姓氏錄及新井白石の東雅等の辭書或は参考書等より助けを受くる事最も多し然れども此等の書は本居氏の古事記傳中に大抵是を引用して餘蘊なきか故に一々其出處を此書に載せず又此等の参考書類は古學に従事する歐洲學士にありては固より欠べからざる所なれども必其説信すべきものゝみといひ難ければ見ん人宜しく注意して取捨すべきなり余輩は右参考書の助を受たるとを謝するの外又稜

書に於ても亦小字を用ひて印刷す註解中文字の發音のみを示したるものは刪りて譯さず何となれば本書を外國語に翻譯して既に原語及文体を外國のものになしたればこれは譯すも其用なければなり又歌も亦其字行を本文と分ちて別節の如くに印刷せりこれ等の譯者に見安からしめんと欲してなり時としては止むを得ずして大切なる語を譯するの際原書に載せざる語を書入たるありは雙鉤中に入れて以て原文と分ちぬ譯者の自註は各紙葉の下に記載しぬれど只原文の字義のみを解するにとゞまるのみ若本居氏の如く他書を引用し其要旨を説明し古事を引用して其簡單なる字句をも證明せんにはなか／＼大部となりて此一冊子の盡すところにあらずかくては考究者も多年の苦をうけ讀者も大に勞せんことを憂へてかくなせしなり又顯宗天皇崩御の後にいたりては自註を載せず何となれば原文に述ぶるものとるものは日本紀の系統を註解したるものゝ如くにて更に見るどころなければなり

外國の言語にして彼我の二國の語辭同義なるも全く相同しきものはいと稀なり故に今日本語を譯するに行文の意に従ひ一の日本語を譯する二三の英語を用ゐざるを得ざる事あり然れどもこれ最近歐洲の風にして古代の日本風にあらずれば讀者本文の意義を誤解せんことを恐るゆゑに譯者は此思考の變換をさけ務めて譯字を用ゐるに制限をなしたるゆゑ今英語中に全く同義の語あらざるか爲に英語に移して其意義を誤まることを免かれざるものありこれ則多くは名目なり今これを列叙すること左の如し妥當のものにあらず

- 縣直 ケンチキ Departmental (國分區・縣・局・省) サウザレイン Suzerain (大諸侯ノ如キ者)
- 縣主 ケンシウ Departmental Lord (主君・公・領主)
- 朝臣 テウシ Court (朝廷・内廷・侍臣) ノーブル Noble (貴族・公卿・諸侯)
- 直 チキ Suzerain (大諸侯ノ如キ者)
- 比古 ヒコ Prince (王・皇子)
- 比賣 ヒメ Princess (女君・女主・内親王・侯妃)

領地	Territorial (土地地方)	Lord
郎子	Lord (貴子)	
郎女	Lady (貴女)	
神	Deity (神)	木像
親	Duke (公爵)	
眞	True (眞實)	確實 忠信 賢操
王	King (國君)	君主 主宰
皇子	August (尊嚴威風)	Child (小兒 童稚 孫兒)
會	Augustness (集寓)	
親	Ruler (管轄者)	主宰者 元首
親	Chief (酋長)	頭人 大將 指揮者
田	Grantee (貴人)	大臣
親	Noble (貴族)	公卿 諸官
親	Lord (主君)	公 領主

右に記したる如くフュークシエトシエシ等の語を用ゐたれども特別の意義を負はじめたるにあらず上に擧げたる名は多くは尊稱となりまた姓といひて世襲したる一種の名目たり原書には一々これを區別したれば此書に於ても亦各々これが譯語を充てゝ區別し且日本の語義を保存し得べき所は之れを保存せりされども務めて原語の字義を失はざることに注意せり譬ばオミは本居氏のいはれたる如く大身の意ならんとおもへば英語のクランデーに譯しまたムラジは族長の意なる二語より移れるなればチーフとす其他ワケといへる名稱に至りては其語原字義ともいふ疑はしき所あれば只之をロトルドと譯す又ヒュヒュは實に其日子日女或は火子火女より由來するも上代の時よりはやく其本義を失ひて只尊稱とせしのみなれば英語のグリンズプリンセス或はロトルドシナイを充てつ又あるひは只エトスマエテシの義に用ひたるもあり

さてカミナミサミエトの四語の事を論せんに先マといふ語より述

續唐云尊命は命令の義なるは私記の考本に明なるを釋記に引る物は御事とあるは疑はし語も御事の義に思へどさにはあらざるべし

ん此語の由来は詳かならざれど日本語學家の説にては此説尊稱の御と同一義理なりといへりされど意譯すれば漢字の眞の字を充るを以て譯者も亦此眞と同意なる英語の「トル」^{トール}と翻せり但此語は尊稱にして別に意義なきこと、心得へしさて又「ミント」といへる語は其義御事といふ熟語なれば今は「フウカスト」^{フウカスト}とす此語は尊稱に用ゐて稍英語の「マシエスチ」^{マシエスチ}及「イテス」^{イテス}とひとしく貴き人名又は神名の後に置く語なれども今譯者はこれを明瞭ならしめむために持格の代名詞を用ゐて名稱の前に置きぬ譬へば倭建命をヒスアウガストチスヤマトダケルとするが如し日本註譯家の説に據れば「ニコ」なる訓支那文字に充るに二の別あり年幼き王子の義なる時は「御子」とし今西班牙の爵名に「インフアンテイ」と云へるものに似たるをおもひあられり其他は是を王の字に寫したりされども王の字を「ニコ」と訓するは私ならんとおもへり何にとなれば今按するに日本に於てははやく中世に行はれし封建政治に似たるもの、古代に行はれしことを信すべし敬とも多くあ

武郷云神と上とを音の上下ありて蓋と兼なとの例なりとも同音にあらぬを強て同音なりと思ふよりかゝるむづかしき語も出來るなり畢竟皇國の神と云ふものをよくしらすよりのとな

眞類云カミは尊稱と云ふこと也故に心中に尊敬し又長

り若果して然らば本文に王と記したるもの、中に或は實に封建政治の形体なる王のありけんも計るべからされはなり近世の註譯家の如く其名稱を等閑に見おとして御子と訓むときは王子の義にして王の義にあらず史上の誤見といふへし我輩今此緊要なる政治上の一問題となるべき事を等閑にするに忍びざれば則原文の漢字の義理に従ひ王の字に充つるに英語の「キング」^{永夫曰キング}を以てせり原文中最も穩當なる英語を當て難きに苦しむはカミといふ語なり實に此語に適合すへきものを看出し得されは今假に英語の「ダイテイ」^{神眞}をもちゐたれども固より英國辭典によれば當らざるものなり何とならばカミと英語の「ダイテイ」又は「ゴント」^{神眞}とは其字義粗似たれども相同じからず抑カミといふ適當なる意は頂上又は上の義にしていまに通用せりこれより轉して頭髮の義となれり之も頭髮のみに用ゐて顔の毛には用ゐず又世間一般に政府をオカミ則尊稱にて御上と云ひ又數年前までは官名に某守といふことありしもこのカミの意なりかくカミは長上

とに拘はらず總て之を義譯し又次の卷々は總て固有名を義譯せず又此書の三卷を通して土地に係れる固有名の僅かはかりの外は大概これを義譯せりされど又讀者をして固有名の音義を知らしむること必要なるを以て其因有名を義譯したる時は此書の脚註において其日本の原語を示し又これを音譯したる時はこれに當れる英語を示し又其固有名稱其由來の疑はしきものは詳に論ひおけり

○第三 日本紀の事

前説に述たるものを熟讀せば古事記のみひとりたちて専ら世に行はるべきものにあらずる事知るへしこれ余輩のみの説にあらず普く人の知る所なり先代舊事記は其真偽の疑ふべきものあるを以て姑く論せざるも尙日本の古學者の正しき書として貴重する書あり日本紀これなり此書は品格に於ては古事記の下にありといへども人の贊稱する處においては常に其右に出たり其書の全くなりしは紀元七百二十年即古事記を元明天皇にたてまつりしより八年後の事なり

類聚云此一段本居
氏の本紀に於て
日本紀の天地開闢
の事多し何れも
設けたり古物も
た代る古物も
神代行の古物も
陰陽五行の古物も
に陽の古物も
は陽の古物も
況や古物も
字を附するに
太字より始まる
引文は本居氏
あるは本居氏
はさるへみけ
るなり

武部云此段句は後
世傳徒の作なり
たは承平古書に
さし永平古書に
たし永平古書に
さし永平古書に
無理ならす
正辭云此あたりの
評論甘心く
或所前泉津平坂云

二史ともに其趣旨相同じされども古事記の言語及文体は質朴にして修飾なきを日本紀は全くこれに反せり其体裁充分歌を除くの外は歌は或は存し或は省けり漢文に據り支那語を用ゐるのみならず尙且其趣旨を修整潤色し務めて支那の史体に模擬し又日本古代の開闢説に混合するに支那理學説と道德の教とを以てせり譬へば萬物の濫觴を支那理學の元質なる陰陽二氣に歸したる詞句を以て自然説なる日本の天地創造説に合せ易经禮記等を引用したる語を以て神武天皇の語詞を潤色したるか如きこれなり又日本傳説中のしどけなきものは刪りて記さるゝところもあり譬へば稻羽の素菟の説多邇具久の諸神と評議せし説鼠よくものいひて大物主神を款待せし説の如きこれなり又傳説の旨趣を和け或は是を解説したる處もあり其最と著名なる一例は伊邪那岐命其身をかりし妻を見むと欲して黄泉に到るの説殊に其泉津平坂を登るの説是なりこれ實に古事記日本紀ともに此平坂を以て實際の地名なることを記せども日本紀の撰者は務めて其祖先を

く二十五字は大倭
本紀の師云に二玉
屋本の上深考へし
臨字にひなき本
居てすら外本を本
す氏や日本紀を講
れるをみくむへき
はさのみ告むへき
にあらず

して學識ある支那人に似せしめんと欲しこれか註解を爲して或は泉
津平坂といへるは復別に處あるにあらず但死に臨みて氣絶の際これ
を謂ふかといへりこれ實に臆説の甚しきものなり何となれば伊邪那
岐命の顯國に歸らるゝ時また此平坂の事を本文中に記載しあれば也
余輩をして單一に日本紀を評せしめは嘗て舊約全書を論評せしもの
ゝ如く牽強附會の説といはんとす日本紀は漢語を以て傳説を記録し
且之を修理潤飾するかくのことししかるに其かへりて純良なる古事
記よりも世人の愛顧を受くる事多かりしは何の故ぞと問ふものあら
んに此答やいと易しこれ書紀は支那流に摸擬したるところあるを以
て支那風に薰陶されたる人々の心を満足せしむること甚だ多く且讀
者をして上代の帝皇を敬ひ奉りまた國神を信仰せしむるにたること
あればなり凡る人民は殊に初世に於ては事物の理を考究するもの甚
た稀なるを以て本書に記載する所の如き矛盾の説あるもたすけてこれ
か説をなして却てこれを主張せんことを務めたり譬へば世界の創始

續廣云上代の本辭
文に物ありて深
ある時をかしき
れるをみくむへき
はさのみ告むへき
にあらず

即ち日本の語辭を以ていへば天地の剖判の説の如きは其事の起れる年
既に久しきを以て先此事の源因を以て陰陽二氣の交感に歸する理論
を信しなからまた伊邪那岐命伊邪那美命を以て日本を生出したる男
女の神なりとするの説を信するが如しうは二神はもと陰陽二氣を
らはしたるものといひかたしとせず實際に於ても日本の諸書には陰
陽二氣の名を此二神に附したるものあればなり
又古事記に記載せる傳説に據て伊邪那美神の所爲を精しく詮駁すれ
は陰陽の語に不都合もあるべけれど古事記撰者も亦既に漢文の序に
於て陰陽の語を二神に用ゐられたり又日本紀に據れば上古の天皇神
功皇后の其兵士に告げ玉へる語に書經より引たる辭句を用ゐ又景行
天皇の蝦夷人の事を記すに支那の風土記にあるへき言語を用ゐたり
しかるに其實此二帝はいまた亞細亞大陸と交際の開けざりし以前に
御座せしものなれば事實矛盾も甚しといふべしされどもこれらの
誤をもちることなかりしは日本紀に於ては此二帝の行爲を記録するに

純然たる支那語を以て其章句音調自然に能く讀者の口にあへるを以て此年代の差異を覆ふて讀者をして其非を發見すること能はざらしめたりはなり又支那の風俗一旦日本に傳はりてより日本の風俗支那の風俗に壓滅せられ神官の外には其日本の風俗を知るものなきに至りしなどの事もありしにやればなり今これをいはんに龜甲の占法の如きは即ち其一例にして此支那占法一旦日本に行はれしより古代日本の鹿の肩占法は全く廢棄に屬せり蓋し此鹿の占法も亦上古亞細亞の大陸より日本に傳はりしものなりやいなやは今これを措て論せず典籍の記載する所に據れば此占法は上古日本人か神意を占ひし最と古き法なりし事知らる又支那の六十曆數を用ゐて年月日を數ふる風俗の如きも亦其例なり此風俗一旦日本に傳はりてより日本人の心もそれによりて行てゐるならはしとなり行明かに大陸文化のいまた日本に傳はらざりし以前の事蹟を記するにも此曆數を用ゐてあやしむ事なく其錯誤ある事をも發見する事なきこととなりは天文の器械司

和曆云龜トハ支那の法にして日本古へは東トなり云も先聖のひらさるしはあらす

天竺書を著すことゝの術などの未だ日本に傳はらざりし一千年以前の事蹟を記すに一々其月日を配當せしは淺はかなることいふべしこれ事實の矛盾の一なれども批評力に乏き東洋人はなほかくの如くして發見せざるべし日本人が支那の曆法を採用したるを論したる説アラムセン氏の日本年表に載せて詳なり此學士は日本古代史に年月日を用ゐたる事を嘆し是を疑して文書製作の最も甚しきものなし此説よりして日本古代史も亦信用したしと爲せり木居氏の風俗考及風俗考辨を合せ見よ凡て半開化の人民は事物に就て疑問を發するの心に迂く殊に其學者は古代の事實を貴重すること最と深きか故に其事實に付て疑を發することも亦最と遲しこれ孔子自らいひし言語を以其證とせん曰述て作らず信じて古を好むことの語を以てみるべし又語辭の上に就て古事記日本紀のことをいはんに外國の言文及文化の日本に波及せし後一二百年の間は日本の學校に於て専ら支那の典籍のみを教授し日本固有の言語も俄かに變遷したるを以て漢語を解する事は易く日本上古の語を解することは難くなれり此二語のありさまは余輩羅甸語の書と古代の英語の書とをもつてこれと比較せば思ひ半に過ぎなむ第十八世紀に日本一新するや日

本の學者は古事記を以て日本紀より更に純粹にして且圖書なるを以てこれを貴重するの風に越えたりされども古事記の文体たる奇異にして許多の註釋を參考するにあらざれば了解しかたき所あるより日本書紀の如く世人の愛顧を受くること能はざることとなりぬこれ此二書の殆ど同時に世に公にせられたれども各其歸向するところを異にし隨て亦其成蹟を異にせり

歐洲の學士の爲に日本書紀の主として益ある所は彼の神代の事を記するに當り本文の註釋として一書目といへる項を加へ同じ傳説中異同ある數種を記載したるこれなり日本書紀中に一書の項は近來日本の歴史を論述するに多く引用するものとなりて此書の脚註にも亦時々これを記載したれば讀者もまたこれを見るならん又其他に古事記に漏れたる傳説にして日本書紀の本文或は其一書に載せたるものあり例は日月相代り照らす所以の理を作出したる奇傳説又須佐之男神神逐の傳説を解陳し此神諸の神の許に至り隱所を乞ひしに諸神之を

許し玉はさりしことを述べたる説の如きこれなり又日本紀には多く古事記に異なる歌を載せたれば上古日本語の辭書を増補するに益あり又日本紀には本文の註解として種々の音訓を載せたればこれによりて古事記中眞字にて記したる言語の發音又は假字にて記したる言語の意義を考究するを得而して日本語は七百年を以て終はり古事記は六百二十八年を以て終りたれば古事記の卷中に記さしりし七十二年間の事蹟を備へたりかくの如くなれば或者の如く日本紀を以て日本史籍中の第一として主張するは非事なりといへども亦日本の神傳及日本語辭を學はんとするものはこの紀に依らざるを得ず

○第四 日本古代の風俗習慣の事

古事記の撰者か記したる傳記に従へば上代の日本人は遠く蠻野の境域を脱せり尙野風を免れざるところあれども技藝大に進歩したりき人世の初階たる石以て物を製造する所謂石世といふを既に經過し

永夫曰西洋考古學者は人類進化の度を量るに當り用たる物品に從て三
大段落に分てり即ち第一石 器の世第二青 銅の世第三鐵 器の世

武郷云記に見えたる天安之河上之天
 堅石紐に百えたる
 全銅真名鹿之皮以
 作天羽織なご製造
 する器具にあらす
 又云并のこご古語
 拾遺天照大神の新
 宮を造る所に見ゆ

ることなきに至れり或はさまでにあらざるも殆どさる有様なり其
 后に至りて青銅といふもの近隣の大陵より舶來せしにより其物品を
 知りたれども純粹の青銅世といふ世を經過せざりし事も明かなり當
 初既に鐵器世にて矛劍及種々異形の小刀を製造しまた平時用ゐる物
 にては漁獵の爲及屋舎の戸をかくるに用ゐたる鉤を造るにいつれも
 皆鐵を使用せり兵器の用に供しまた獸獵の具にも用ゐたるものに禽
 獸を獲り又敵兵を討取るに絲蹄押機を用ゐたる外に弓矢矛柄等あり
 この柄は鐵皮にて製作したるが如く見ゆれを全くさにあらずはた
 外面を修飾したるものなり矢も飾るに羽を以てせり今思ふに杖も
 また此等の器具といふに用ゐし所なり刀劍又小刀の事につきては記
 中載する所多しと云へともうを製造するに供したる器具の事にいた
 りては絶えて聞くところなしまた後世普く用ゐて一家の器具たる鑊
 斧などの事に至りても同じくまた記したるものあるを見ずされと杵
 臼火打槌鎌及織物に用ゐる様などのことは見えたり

寛云倭國風土記に
 事あり神代の時
 本なり
 寛云倭國風土記の
 始めにや
 船前風土記景行の
 初船航の事船の
 沈石九などの事見ゆ
 又御船にて渡海の
 事あり

航海術の事に至りては甚初步の地位にありしと見ゆ古歌には船に棹
 さし又船浮てなどの事數多記しあれども實に航海の業は支那開化の
 廣く波及せし第十世紀の中頃まではあらざりき又古事記日本書紀に
 二俣小船を池あるひは潮水に浮へたることを記したりされど此二書
 に通例記されたるには上代は機などを用ゐたることなくなつた水の入
 らざる様に作りたる籃の如き物の中に入りて海上に往來し又天より
 降るにも同じものにて各々人力によりて其船を進行せしむるにあら
 ず神明の冥護を得て其志すところに達するかことし
 市邑或は村落の事に就きては古事記又日本紀の神代紀中にも記載せ
 しものを見ずされを他の書によれば海濱或は河瀬に小村落ありて其
 屋舎所々に散布孤立し入口も至りて僅少なるものありしか如しまた
 家屋建築の事も書中往々載するあり帝皇の宮殿諸神の殿堂の事殊に
 多し日本にては宮殿と殿堂とを單に宮といひて同語に用ゐたり抑古
 事記の撰者は通常平易質朴なる文体なりしか神殿建築の事を記載す

清矩云、洗滌は上古の
 俗の習慣に如く、
 教のあり出たるに
 の大は、朝廷にも
 事の一つなり、
 後世のなつて、
 より論者此言に
 るなり

寛云、上古忌部連
 以て神祭に仕奉る
 其成、祭に仕奉る
 清深なる部さへ
 せり、後世に亦
 本を修むるも亦
 一、神事なるも亦
 慣より起るを知る
 へし

武郷云、かはや川邊
 の屋敷に於て、
 の築造せし水邊
 なし

極盛を敷きたりき
 現時日本人は亞細亞大陸の隣邦人と殊にして、
 身體を清潔にすること
 の美き慣習あり、其上代に於ては現時の如くならずといへども、既に此
 慣習は上代に胚胎せりと見えたり、
 子に侍して浴湯の事を司る湯母のありしこと、
 宗教儀式の一とせること、
 習ありしこと、
 りも離してすへて水邊に築造せしなるへし、
 川家といひしものならんことを疑ひなし、
 は世に普く知られたる第十世紀の書籍なる大和物語に實にいへるあり
 り曰く、
 して尙其建築の仕方を推察して論ずるに及ぶものあり、
 日本書紀に記したる神武天皇の紀事、
 事文によりて此大和物語の説を明らむべきものあり、

武郷云、戸の設け
 開耶の産屋に
 の事なり、
 の例さすべからず
 の産屋に
 寛云、産屋の事、
 珠の八丈島に
 球の八丈島に
 小の八丈島に
 見の八丈島に
 邪の八丈島に
 大の八丈島に
 産の八丈島に
 彼の八丈島に
 海の八丈島に
 民の八丈島に
 人に八丈島に
 古の八丈島に
 くに八丈島に
 りに八丈島に
 にに八丈島に
 のに八丈島に

寛云、出雲風土記大
 穴持命八十神を伐
 入さして城を造る
 ことあり

武郷云、日本紀に種

かなるものにあらずれば、
 人民は何れの場所にて、
 ありといふのみにして、
 しかせりといふへき確證を得ず
 又一種特別なる家作ありて、
 ものあり産家これなり、
 たるものにして只一間にて、
 に他見を憚りて作れるもの也
 行れし其の記なり、
 任ましめ其の記なり、
 かるいも出生の初、
 て産婦は其兩親の死せんとするに、
 て、永々不在なれば、
 宅地内に別小屋を造つたり、
 の弊習を廢除するに、
 此の慣習を廢除するに、
 の遺風も既に已に、
 殊に家屋を新築し、
 如し又帝皇即位の舉

年御蔵此云爾那倍
 武都云神靈詞に伊
 都閉墨登之云と
 あり或泉戸雲の戸
 も食物を調理する
 器具より出たり
 寛云保食神が食物
 及び毛の座物に備
 物の類を百机に備
 へて賣す云と起
 机を設くる云と
 あり
 寛云古事記神の
 段伊豆志登神の
 の間を云と及び
 宿の間に衣和及び
 雲々の織り縫ひて
 て縫ふと云ふ針も
 記に云る如く陰風土
 のにて作る如く編も
 はし故に山海經にあ
 り一をとりて云
 針を云るなり勿れ
 針て為なる疑ふ勿れ

ものいたりては更に記せしものなしさて机の事も屢々記載され
 れども飲食の時に用ゐたるを見ず爰は専ら物品を供進する時の用に
 充てしとみえ實に其形も少にして其丈至りて低し
 上代の日本人は衣服に一種の制ありしことまた其用法ありしを見れ
 は昔時既に服制の大に進歩したるを知る既に上代の傳説中に上衣袋
 禪帶被衣及冠などの事を見たりまた男女ともに當時寶石を貴重して
 を以て造れりし頸飾腕飾頭飾などを以て装へることも記せり此事
 においてはその子孫たる現時の日本人は大に異りて絶て寶石などを飾
 ることなきは全く反對の風なり又古代の日本人は麻布楮の皮を以て
 衣服を製り茜あるひは菘藍及其他の彩色ある草を摺りて染つけたり
 余輩の考には衣服を調製するに針以て縫ひたること見えされは惣て
 衣服は糸以て編まれたりさとおほゆ其は既に第四世紀に支那の註釋
 家の書れたる山海經に日本人は針を用ゐたりさといへるを見たり
 又上代は多く獸羶をのみ日々の職業となしぬれば獸皮を

武都云神代に百八
 十餘白帯と云とあ
 り所なきへ縫て作
 るい針のなきとあ
 るん巴に釣鉤のと
 りありてそれを神功
 紀に曲針と云と
 物さへあれば鉤と
 物さへあれば鉤と
 たるなり
 寛云伊勢神宮の祭
 儀に古代の風を傳
 へたる日祈の神事
 あり此祭は早稲の
 患なきとを祈るに
 つけて莖笠を神に
 獻るなり天照神に
 大神尤も意を長天
 現今に至りて其故
 存せり見ゆ
 武都云草を以劍
 なに帯ひしとあ
 り此はハメキの歌
 武都云成法に用
 しなり

以て衣服とせしともあるへしと推測せらるるは古事記中に其例證あ
 りまた古代は鏡笠を用ゐたりと見えて日本紀に其事を載せたり(うは
 今に尙日本の農民雨天に用ゐて大益あるものなりまた當時は紐とし
 て蔓草のつるを用ゐる軍士など腰に帯するにもこれを用ゐたりさ又櫛
 のことも古書に數多記されたりされは頭髪ウツの装ひにつきては當時殊
 に注意せしを知るへし其頭髪ウツの風は男兒は頭の頂に於て結び成人の
 男は二束に分ちて頭部の左右に結び女兒は垂髪にして頸に下け其既
 に嫁したる婦人はこの若き男女の二方を合せたる如き狀になせり頭
 髪を截りまた髻を剃るなどのことは懲戒法の外古書になきことなり
 またこの頭髪風は男女異あれども服飾の風は別あるを見ず
 頭飾頸飾及腕飾に用ゐられたりし寶石に付ては其質いかなる石に同
 しさか古書に於て更に記載せしものなければ知るへさよしなし支那
 語にては寶石の種類ウツの異なるに從ひてるれに當つる文字も亦異なれ
 と日本語にては單に玉とのみ云ひて人の殊に珍重せる唯圓形硬質の

意せざるもの、如しや、後に至りては貴重なる金屬は多く其色に従ひて名を附せること左の如し

黄金

白金

赤金

黒金

唐金(或は舞金) 青銅

されど此等の金屬の中にて最も古き代より人々用ゐたりし事の古事記中にも明らかなるは鑲なり金銀を本として目に輝く種々の珍寶は昔は唯西陲の朝鮮のみにあたりたりと又土の種類の中にて記載せられしものは赤土のみなり

黒

青(緑をも含めり)

赤
班
白
等なり

黄色のことば記載せしことなし(幽冥を顯はしたる黄泉なる漢語の外には)其他近世日本にて物色の精密なる區別を爲すに用ゐる所の語多しと雖ども記中更に其名稱を記載せしものなし又記中青緑細言すれば黒雲及び青(即緑)海などの語見ゆといへとも青天と云ふ言は多く支那の古書にあれども古事記其他の古書に見あたらす

親屬の等級を分ちたる稱呼の事は社會學を講究する學士に於ては充分有用なる事なれば今聊かろを述べん
最近日本に於ては親屬の區別たる現に歐洲にて通用する所のものと實に大差なしとす例へば父祖父會祖父伯父甥継父繼子養父養子等あり女にもまたこれに對へたる同語あり即母祖母等の如しまた兩親祖先從弟親族などの泛然たる稱

呼もあり唯大に殊なるものあるは余輩は男の兄弟を單にブラザース
女の兄弟を單にシスターズといひて互に同体の稱呼を以てしたれど
日本にてはしからず其男女の兄弟を尙二種に分てり即ち

- 兄 Elder Brother (s)
- 弟 Younger Brother (s)
- 姉 Elder Sister (s)
- 妹 Younger Sister (s)

此は全く支那の慣習に従ひたるものなり
然りと雖古代に於ては(現時尙朝鮮人の間に行はるゝ稱呼にや、似て)
前に述べたるものは異にしてまた錯雜したる制なりしか爾後支那
風大に行はれ殊に支那文流行せしより古法は廢せられたるものなり
其證は古事記中に假字にて書れたる詞ありされども其詞のみにては
満足すべき説明とするに足らず尙このことたる日本學士すら其説明
に苦む所なり况や英語もものすれば誤謬を生ずることなしとせず

寛云幼の長に従ひ
婦の男に屬するを
いさし其正しき俗
なるをよしと思へ
るは彼西陣の習儀
に於て香國の道に
たがへるものなり
武備云女の位輕く
男の位重きと天地

今本居氏の古事記傳第十三卷六十三四葉に示されたる古代の慣例を
説明したる文をもこゝに引用して其一斑を示さんとす其文曰く
古(兄弟をいふに)男弟女弟に對へて男兄のことを^{オト}或は^{イモ}といひ
(女兄に對へて)男弟をも^{オト}といへり而して女弟に對へて女兄を
^{アチ}アチと呼ひ男弟も又女兄を指して^{アチ}アチと呼へり又男兄に對へて男
弟を^{オト}といひ女兄に對へて女弟をも^{オト}と呼へりさて又男兄に
對へて女弟を^{イモ}といひ男弟に對へて女兄をも^{イモ}と呼りかくて
又兄弟姉妹の間にては^{オト}オトを^{イロ}イロアチを^{イロ}アチオトを^{イロ}オトとも
常にいへりこれに准るに^{イモ}イモを^{イロ}イロモといひけんこと決し本居氏
は所々に於て^{イロ}なる語を親愛の詞として説明しぬれど疑し
かくの如くなるを見れば其主意たる男には女の從屬すべく長子には
少子の從屬すべきものとせる事明らかかなり東邦に於ては殊に未開の
時に於ては女の位輕く男の位重きこと常なればなり
尙其、他注意すべき事は妻と妾との別なりては古事記中にも間々記載せ

自然の大道なり
 未開な心
 武都云イモはも
 女を親しみて云
 になれは妹にも
 方より親みても
 別するは非なり
 なはうちまかせ
 はツマ云リ妹と
 ツマは云はるこ
 な知へし
 又云繼母と婚せし
 となし繼母は既
 る上も母に准へ
 る解也父の妻を
 からす此母と云
 紀に見えてあま
 とはり
 寛云同母兄弟相
 するは古より未
 曾てあらざるの
 なるにより皇女
 流刑に處するか
 き非常なる決断
 りしなりとさよ
 ざる習慣ならん

られたれども恐らくは其家格貴賤の區分の立ちたる例にあらざるのみならず妻の事をば常にイモといへり此イモと云へるは妹にも通ふ語にして妹と妻とを區別する語なかりしならん日本にても後世にいたりては西國の如く近親と婚嫁するを禁忌すといへども此事古代にありてはしからず又異父異母の姉妹と婚し繼母と婚し伯母と婚したることありまた一時に二人或は三人の姉妹と婚せしことありき當時風俗となりて人々許容して更にあやしむことなかりき然れども斯の如き配偶は支那道德學上の思考と自然大に反對せしより其思考初めて威力を顯はしてより近親と婚嫁するを禁じ是を嫌ふこととなりき其勢漸く熾なるに至り古代の風俗と舶來せし道德學說と齟齬するより爭亂を生じ遂に國難に及びし事あり細の太子の説話 姉妹と婚嫁するの風は自然に消失せぬ其事あはしは唯神代の頃のみなりきされど異父又は異の母姉妹及伯母等と配偶せしことは正史時代までも續きたりき上代の日本人は其婚を撰ぶに各人其自由に委せて敢てこれを妨ぐる

は何を此皇兄弟に
 限りて耶せらるへ
 きや見し支那道學
 亂を生じたるに
 らざるを

清短云こい姓な
 いふは中臣部な
 どのウケのよにや
 然らば支那より携
 し來りしものにあ
 らずして固有の風
 りたり又戸を帝皇よ
 り貸さして賜はり

法を設けしものを見ず男のかたにては其新婦と共に禮物を受くることあるのみ
 さて今古事記巻中にて上代の部に記せるもの、前後を参考して古代日本人の生誕より卒去に至るまでの一代の大要を陳述せんとするに當り前既に論述したる産家の事を再陳せざるを得ずは殊に膺戸を設けさりしといへば赤子生れて初めて此世の光明を見しなど、云はゞ恐らくは事實に齟齬すべしさて兒子の生るゝや其母其兒子に名を命じ其名たるや各其容貌體質に適當したる名を負せり最と上代の人々の名は余か考によれば數語を合せたる一連語の一名なりき水夫云連語の一名はヒコ
ナギサダケウガヤフキアヘス されど既に正史時代の當初に至りては姓及び戸と稱するものありは各人の勳行あれば其賞として帝皇より下賜せられしものなり姓を用ひたりしは支那より携し來りし事決し戸の如きも支那風の氣味ありといへども日本に起りしにもあるべし
 又乳母の必用たるの時には帝皇其皇子の爲にこれを置き玉ひし事あり其外時としては殊に浴湯を司とる婦人乃湯母を皇子に備へ玉へり

寛云死人の住所を
捨るは似通ひたる
は其の似通ひたる
とあるに人よりて
國も然らば人より
せしなるべしと想
像

寛云かく古代君主
へは葬せしむるに
死の例の如く人
の古事記に於て
皇太子を御葬せし
皇太子を御葬せし
人恒時に於て御
は其の天を止む
偶に人を行はし
然るに又土師氏
紀行の記に於て
人恒時に於て御
文の云ふに又土
一の文の云ふに
の以ての云ふに
のを以ての云ふに

らかに記されたるものを見されは處々の文を参考して其を述ぶる事
次の如し
死人の住所となりたる屋舎をば死後取捨てられし事古き慣習にてこ
の故に昔新帝即位の初に於きて其都を遷し玉ひしも永く其古風の存
したる證なりまた屍體とは數日間喪屋に置き其際遺族死者に食物を
供へ吊者の爲に酒宴を設けるの後屍體を木棺に治めて葬むるとなり
き上古は木棺なりしか第一世紀の末第二世紀の始頃垂仁帝の世より
石棺にかへたり又古書或は近時古物學者の發見せしものによりて衣
服粧飾品等を屍體に附て埋葬せし事を知れり古事記にこの慣習の事
を載せざるは實に異しむべきなり是以て日本古代の充分なる實狀を
知らんと欲せばいかに貴ぶべきものありともたゞ一書にのみ依るへ
からざることを知る又古代君主の埋葬に殉死といひて其侍者を生な
から陵墓の側に埋るの習慣ありしか土偶を以て其代用を爲すに至り
此風止みたる傳説あり 崇神天皇垂仁天皇の
條の注を見よ 此風習を以て古代日本にては人

者もや見る所あ
るなり

寛云かく古代君主
へは葬せしむるに
死の例の如く人
の古事記に於て
皇太子を御葬せし
皇太子を御葬せし
人恒時に於て御
は其の天を止む
偶に人を行はし
然るに又土師氏
紀行の記に於て
人恒時に於て御
文の云ふに又土
一の文の云ふに
の以ての云ふに
のを以ての云ふに

を犠牲に供せし例ありとして其條目中に數へ入れらるべきも只其形
跡ありと云ふの證に過ぎず

日本に古代より奴隸法永夫曰西洋には奴隸法とて人を賣買し其買はれし奴
の如きは牛馬同一に苦使せられ全き人權を有せずなきは又貴と
きことなりされとも又最苛酷なる刑罰を以て敵人或は罪人を罰せし
ことあり其爪を抜き其筋を絶ち又人面の隠るゝまで其体を土中に埋
めために其眼目を奔出せしめしことありき又最輕き罪に對して死刑
あり又人面を烙し或は黥したる例あるを見るされと其他の目的にて
身に黥し或は畫きし例は稀に婦人の眉毛を畫くことの外は見ざる所
なり刑罰として人身に黥する法は必ず支那を摸倣せしものならむ
言行の猥褻なることの驚くべきは言中往々其證述ありてまた黙止す
べからざるものあり抑余輩か所謂禮儀といふことは近來に生せし
ものにて未開の社會の於ては何れの所にても行はるべきものにあらざ
れども諸冊婚合の段また倭武尊其婦人美夜須姫應答の歌の如きは其
猥褻をうの儘にあらはしたるものにて彼の如きものは書多しと雖其

志は長き全言なり
 波久は身保つて保
 境を定めれば保つ
 たり古言を如く保
 新時君を主と云ふ
 言は下すべし云々
 られど我古言に
 れみ人に向ひて
 ればわらふべき
 ぬらぬ

如く其御子を地球に天降し玉ひ其降臨し玉るや北西の出雲に非ずし
 て傳説の模様にては出雲に降り玉ふべきに九州の南西島なる山嶽に
 たりつぎ玉へり
 天孫降臨の段につゞきて海鼠の口の烈けたる由來を解きたる奇怪な
 る説また人命の長からざる原由の傳を載せられよりして天孫の三子
 炎火の中に生誕せる事又其二子火照命火遠理命と云へる兩勇の傳に
 弟火遠理命海神の宮殿に行て遂に呪咀の術を得て其兄にあらうひ勝
 て爾後高千穂に於て五百八十年の間を平隠に住居せし事を得たりき
 といふことを記せし古事記中年紀に似たるものを記したるはこれを
 始とす其次にこの火遠理命の子鶴草葺不合命其姨を娶り四子を生む
 一子は波濤を踏みて常世の國に渡り次子は海原に入り他の二子は吉
 備及大和の會長と戦ひ其征途ある時は尾ある神に出會し又ある時は
 他の神に遭遇しまた靈劍及大鳥などの授けを得たること又其經途其
 處々に於て事變に遭へば其事を以て其地に名付て其名跡をといめて

東征せしことを記せし此二子の一人は神倭伊波禮毘古命にて他の一
 子は此命より前に薨し玉ふ日本紀に此命の崩し給へりしと記む
 時より千四百年後を経て始めて神武天皇と諡し奉れるこれなり
 此後は大和及其近傍の國の事傳説の主となし而して出雲の事をた再
 顯せりさて其初には頗る禮なき猥褻の事を記し出雲廢王と同大なる
 三輪大神の事をめ顯はしはしめ其物語二途に分れて遂に連鎖して一
 に合せたり因に云此後人々いづき祭る所の神を視るに實にこの三輪
 大神及其神の同契少彥名神伊邪狹別神墨江三神葛城大神日神及大和
 石土の宮に坐す神劍の八神のみにして其他の事は絶て聞かずなり
 さて此物語につき神武天皇の後嗣なる綏靖天皇の御世を御し玉は
 たりとする初めにあたりて騷擾の事ありたるを記し爾後五百年間年表
 に從ればは皇統の概略と皇帝の都せる場所また其陵墓及年壽を載せ
 たる外は實に事跡の見るべきなし綏靖天皇に至るまでは記に各神各
 帝皇の事蹟を精密に記せしといへども此以後は事實を略記して委し

からす又神武天皇以下十七帝王の年壽を古事記にばりて平均すれば
〔推上〕の普通論に従ひて神武天皇を初代として殆九十六歳にして日本
紀を本據としたる年代表にまれば百餘歳ならず實に百二十歳を超過し
給ひし皇帝往々在りしことおのづかに云々る五百年間の無事の時す
きて崇神天皇の御代也なりぬ此帝年壽一百六十八なり日本紀に従れ
ば二百三十一此御代は耶蘇紀元を去ること遠からず此時に於て出雲王
即三輪大神再び顯れ給ひ疫病を起しまたるを止むるの方法を夢によ
りて崇神天皇に告げ玉ひ遂に太田根子といふ人此神の子なること
を知られぬ此神の宮の神主とて給へる荒誕あやふの垂仁天皇の御世
に於きては神代の初世の如き奇怪なる種々の作爲説を記載し又皇子
の爲に出雲大神を和せし事を於帝室内に恐るむ事争亂ありし事天皇
の後妃を喚止せし事と當世國よみ橋を持來りし傳説ありし終に景行
天皇の子にして勇將たる倭武命の傳説の段におまへり抑此倭武命は
甚勇悍にしてある時私かに其兄を殺し玉ひ其後紀至古は日本の西

國東國を服従せしめたる勞を執り其業を成功し給へり其傳説は歐洲
人の口にはさのみ味なかるへしと雖古事記中にありては最感覺を起
すべき事實の一なり此命賊魁を殺し給はむ爲めに女装を爲し驚くべ
き勇氣を顯はし給ひ或は持ち玉へる靈劍及火打の爲に危難を免れ或
は其後の水中に入り怒濤を解め玉へるにより難を遁れ或は鹿と化じ
或は猪と變じて命を惱ます神に遭ひ千辛萬苦して終に大和に歸り玉
はむとする西道に於て薙し給ひぬ此命の薙し玉へるや白鳥に化し玉
へるにより白鳥の陵の殘れる事を記したる一神傳にて其結を結へり
此大成務天皇の御世に至りてまた記すべきものなし而して其次仲哀
天皇の世に至りては前文なくして忽然筆を起して今は帝都は日本の
南西島なる筑紫なりと述べ而して四神ありて仲哀天皇の后なる神功
皇后とて史上其名高かりて其後に憑依して韓國といへる地ある事を
指示し玉へりされと韓國の事は既に前にもありて初めてなるにもあ
らされど然るに帝は其神告を信じ給はざりければ其不信の爲に罰を

渡りて崩じ玉ひたれと后は其大臣の議と神意とによりて種々の禮祭
 を施行し終りて軍船を整へて大小の魚と奇麗しき浪の接とによりて
 新羅韓國の古への區分の二に押勝り其國を伏從せしめ玉ひて後其
 の日本に還りまさむとすると筑紫の小河に於きて裳の糸をぬきて
 釣糸とし釣りをなし玉へる甚ふしきなる物語にて一段を終へたり
 次段には後の海路より大和に行きまさんとすることの傳説を載せた
 りこの一節は大和の時の段と筑紫の時の段とを接続せしむるの連鎖
 なり日本紀には仲哀天皇は統御の初めに大和に住み給ひ其後に至り
 て筑紫に移り給へることに爲したり故にこの潤色も少き古事記にし
 て世にあらざりせばかゝる筑紫大和の二段に別れし傳説の事實も詳
 明すること難かるべし水夫曰英譯古事記をのせる記者は神功皇后の新羅を征し終へて大和に
 還りまさむとせし時を見て此時はじめて筑紫より大和に移り玉へるもの
 ことおもへるもの如し故に日本紀の仲哀天皇の即位の初年大和に御坐しといへるは古事記のこの一節に
 より大和に移り玉へるは後年の事なりとせるか知し古事記には確と後に還り上げまさむとありしにこの選上
 の文字に心付かれさりしは記者が平常のさして其後の物語は皇后の軍其義子なる香坂
 王忍熊王の兵を破りて平定せし事を記し是より後の傳説は大和の一

武釋云天日才の來
 りしは神代に記し
 るを因に此に記し
 出たるなり其傳説
 の奇なるを以て
 此時の事なりと
 ぬを置すべし

日に流流せりさて其次應神天皇の御世には始めて支那の事を記し大
 陸より書籍或は種々の緊要なる技術漸次に渡來せることを記せりさ
 れとこの御代は外國より始めて文化の刺戟を受けたる世なれば其傳
 説尙前代の如き奇怪なる傳説を免かれず(天の日矛などの事をいふ)又
 此帝の年壽一百三十歳にして其後嗣は八十三歳なりと日本書紀に従
 れば應神天皇の年齢を一百十歳而して其太子たる仁徳天皇在位の年
 を八十七年とせり
 次の御代に至りて始めて奇怪なる事止み履仲天皇の世には日本書紀
 によれば國史を諸國におき言事を記し四方の志を達せしめし時にし
 て此時は我西曆第五世紀の初に當れりしかして古事記日本紀の編纂
 より實に三百年前にして余か前に述べたる日本第一の史籍編纂舊事
 紀なりを去ること僅かに二百年前なりき此時代よりの事は古事記の
 傳説善美を盡さずといへともまた信を置くに近し其紀事体たる一二
 の詳密なる處ありと雖其他は帝皇の系統を示すのみにして第七世紀

正辭云怪異なる説
 は比喩なりと見
 へるは未見解の足
 らざるは爲出但
 生に國書を見出但
 漢籍を見るは如く
 なる故にかりに
 なすなり

の始めに至りて全く傳説終れり日本紀は否らず耶蘇紀元七百一年に
 至るまで紀事最多し細言すれば其日本紀の編纂の時までは事實充分
 備れり
 日本古傳の略説右に述る所の如し此略説を讀みたる者又は本書を通
 覽したる者は必其傳説の全体の連続して年代の上に於て段落もなく
 また第五世紀履仲天皇より以上は小説と實説との別ちもなく其連続
 の絶たる所は唯に土地の上にあるを見るなるべし
 日本神傳と日本歴史とは互に相結合して一物の如しこの事實は國學
 大家の充分にしかりと認識せし所のものにして其各家の説を執近
 の神道家も信仰すべきものと思考したり是に由りて神道家は説をな
 していふ正史たる國史にあるものは悉く事實なりとされど人皆か
 る説に信を置くことは實にかたじろは百年前既に彼の有名なる博學
 多識の新井白石氏一書を著し日本神説は事實の正記なりといへども
 其怪異なる説は比喩を記したるものなり又神といふ事は人といふも

細辭云新井氏の如
 りは徳川氏に支那
 他なること多し人
 人なりし取らるる
 なりしに博多の才
 最も神香の取らる
 最も神香の取らる
 なりしに博多の才
 國學の長に至るは
 其長する所にあら
 して見給へかし
 正辭云守部氏は國
 學者なれども常々
 本居氏を非難せむ
 事なつたに非難せ
 に其説に異ならん
 附會の説をなした
 り

同じものなりといひき殊にカミ神と云へる日本語の説は既に前に云
 るごとく力ある解釋なれども氏か説もまた往々たはむれに類したる
 事を述べたるものあり其文の大体を窺ふときは亦以て其心中を洞察
 するに足るものあり日本神辭に通し日本傳説に通じたる人は新井白石氏の古史通を見るべし伊那
 如しされ此書を見る人は氏が其を棄する又本世紀に至りて同説にして稍廣き説を
 時算に熱心して其説を爲せり氏は信じたし又本世紀に至りて同説にして稍廣き説を
 なすものは橘守部氏なり氏は熱心なる神道家なれども説をなして曰
 く無用なる奇怪の傳説は明なる實事の如く信せざるも可なりは例
 令ば鼠の言ひし事佐邪那岐神の頸飾の葡萄の房となれる事等の如し
 と氏は此等の説を解くに想像説をなして曰くこは幼語細言すれば則
 稚子の語にて子供の心中に物語をあてはめん爲に作爲せしものにて
 晩近に至りては信すべきものとして大人の敢て採らざるも可なりと
 氏は又古傳説中に支那の風を寫し取たる形迹ありといひまた氏は本
 居氏の古事記の説に異論を爲して大に氏を非難せり又當時は日本神
 理學者ともいふべき學風にて耶蘇教著述家たる高橋五郎君あり君は

正辭云高橋氏の説は論ずるに足らぬ事なり

武郷云此論まこと守部等の來歴を一掃するに足れり

又云百中の九十九所は此千人の九十九の學識あるもの

新井白石の學風をめぐりされど君は外國の神説を知りてを或は自國の神説にまじへて説けり例へば日神及八咫大蛇の傳説を説くに推測説をなして曰く昔日といへる女王ありけり其弟なるもの品行脩まらすして其領地より放逐されたる後遠呂智といへる一敵人を討滅せりといへるか如じまた涙の上より來りて出雲王と國土經營の事を共になせし所の少彦名神自ら其名を言ふ事能はざりし傳説を説くに此神は異邦の人にして日本の言語に通せされば暫くは何事も理解せがねたりと斯の如き理論上より説を爲すもの問々あれども斯くては其傳説を維持せんとして反て其を顛へすが如き理あるに氣付かざるは奇といふへしされども高橋君は自説を信じて曰く余か神説の解釋に於ては牽強附會の説なくまた想像の空論にもあらずして大方の疑を解明すること誤まらざるへしと五郎君の神説新論による現時神傳に疑を抱くものゝ多きは一般の慣習にて細言すれば學識あるものゝ百中の九十九は神傳を排し否らざるも尙これを拒むもの

と云へば外に思ふは學識たる學識なり

又云いかなる愚人なりけらん外國に使者なりけらん我上古の事なりけらん我上古の事なりけらん我上古の事なりけらん

如じされども神武天皇以後の史に至りては默從して敢て非難するものなし歐洲人の中にもさらぬもあれど過半は此見に従ひぬるは曆術家史家諸科學家の如きも多くはケムズ一及此ケムズ一の如き陳腐なる著者の説を再述し日本には二千年以上を含有する所の正史ありといふに従ふもの多しシイホト及ホフマンの如きは何進みて耶蘇紀元前六百六十年に於て即位し玉へる神武天皇の其年月までも信ずるか如し今は日本の政府も是を認定す故に學校教科書の史籍の編纂に於ても神傳即神武天皇に至るまでの日本古傳説をば或は默過し或は略説して天皇の史に於ては神武天皇より以後の日本傳説は精細にして其記載されたる事實を見るに恰も昨今の事跡にして世上に其徵跡尙現存し疑ふべき所なきか如くに詳記せり官板にして同形のもの他に多し今其一例を擧ぐれば維也納の博覽會に日本帝國委員か出したる日本帝國報告といへる書に曰く一我朝の歴史たる太古は其源實に遠くして分明に知りかたく典籍又

武以平以武
無無無無無
上上上上上
古古古古古
人々人々人々
ののののの
心心心心心
ををををを
公公公公公
平平平平平
無無無無無
古古古古古

は曆書の正確なるものなしされど我朝初代神武天皇の時よりして
は信を置くに足る此天皇日向國より東征し大和橿原に都を定め天
皇の位に即玉へり現時日本帝は此天皇の子孫にして皇統連綿たり
日本紀元は此神武天皇の即位より起れりと
余輩は此委員か記載したる日本紀元の事につきて今評を下さん此紀
元は千八百七十二年十二月十五日(明治五年十一月十五日)の布告より
始まりたるものにして其日は博覽會委員か報告書を印刷せし日より
十四日以前也又此日本の紀元は日本歴史の始めて編纂ありし年より
千三百年以前にて又物書くことの術日本に傳はりし年より九百年以
前にして奇怪なる傳説の滿たる書卷によりて建たるものなり今かく
の如く批評し更に贅言せずして此紀元を信するものには間はん公平無
私にして尙よく日本古代の年紀と日本歴史の始めの一千年間を信す
るやと
今や上の論をこゝに止めて更に古事記及日本紀より拾集したる古代

清短云我邦の神祇
の事跡を傳へし
へて神道と稱する
めきて近き事也然
は止むを得ざる名
詞をば云ふ事云
本古代の宗教と云
ふは實に其當なり
す下文に日本神を
なるさみしは概し
ひに考へては概し

日本宗教及政体の有様を陳へんに先材料を分ちて二類とす第一議論
推斷の資に供すへきもの第二意義の明らかなるもの先第一類なる天
地の説夢及祈禱等の事を陳述せんとす
是を論述せるに當り讀者の驚くへき事あり余輩か今止を得ず日本古
代の宗教(適當なる名詞を得ず故に宗教といふ)といへりこの古代日本
の宗教なるものは實に宗教として組織せられたるものにあらず何と
なれば書中教法を記せしこともなく又修身法を載せしものも見ざる
事なり抑宗教書たるものは此等の事を主に載する事佛法耶蘇教イス
ラム教の如き文明の宗教書を見て知らるゝか如し余輩か記紀三書に
よみて見る所にては一宗教の如く確定したる組織あるところあらず
寧ろ雜駁なる迷信の類なりと知るさて夢をば甚大切なる如く信じ夢
により未來の事を知りまた神意を伺ふを得るものとなし時としては
事物の夢によりて現出せし事ありろは靈劍のことの如しこれにより
余輩は有形の事と無形の事とを混合せるを知る抑古代の日本人は有

形の顯象と無形の顯象とあることを知らざりしなりまた天を古代日本人民は地球と同様なる現國なりとし人々死して後に恵みを受くるが爲に往く所の場所なりとは思考する事なくたゞ日本國の上にある高原にして橋梁或は階梯によりて日本と往來すべき神々の住所なりとおもへりまた地上より射たりし矢の天に達し穴を穿ちたる事ありまた天上の紀事に山あり川あり其は日本旅行せし人の其國內にて見る所の川の如く河中に名あることを記せり(天堅石)其他一二の岩穴一二の井の事あり動物及植物の事ありされど山の事につきてはさたかならざるものありるは有名なる迎具山なれど大和の國內にも其名ありていつれなるや分明ならず

また神の中にも或は此地上に住み或は天上より此所に降りて人間の婦女を娶りて子を設けたる神ありるは例へば神武天皇の祖父の如しまた尾を持てる神あり其他異形の神あり而して所謂神代より第一世紀第二世紀に至るまでも荒振神の日本の地方中に住める事を記載し

類聚云日本にて神をいふは天御中主神をいふ及ひ他神なりて威力ある物なり神の末に多かるるを國神とす多かるるを外神とす人に多かるるを外神とす

武都云神をいふは天御中主神をいふ及ひ他神なりて威力ある物なり神の末に多かるるを國神とす多かるるを外神とす

武都云神をいふは天御中主神をいふ及ひ他神なりて威力ある物なり神の末に多かるるを國神とす多かるるを外神とす

且皇帝を時として神を稱し加之ならず帝自ら其稱號を用ゐる玉へるありまた時としては動物と化し給へる神ありまた唯物をさして神と稱せられしものあり日本のカミといふ語は前にもいへる如く長上といふ意に當然にて日本の上代に神と祝し奉るといへる動詞を字義をよく含めるものといふへけれうは伊邪那岐の神の黄泉神に攻撃を受給ひし時に投げ給へる桃に告げ賜へるが如しまたある惡神をは合稱して五月繩に似たりと記せりされど善神と惡神とを類別すべき分ちば更になむ日本の神と云は希臘の神と同じく一層威力ある人を云ふが如し人間と均しく生出し或は死亡する神ありさて此死の事につきては傳説矛盾するものありるは神の中に生命の全く絶えたるか如くして死せりとするものありるは黄泉則彼一道に移るを以て死せりとするものあり又時としては死事に關せずして黄泉に旅行せしものありしこれなり黄泉國の如きも亦矛盾する一例なり出雲大國主神の傳説にわきては黄泉國恰も生者の住するを得べき地にして誠に天上と

なるが萬葉には墓
或所なきを味る
むに思ひ牛に過な
頼唐云散文の説お
記の歌はさしあ
はみれ日本紀は教
しに開れる歌なきに
しとあらす

し日本語にては神殿と宮殿とは共に御家といひて同じことなり
さて祝詞の事は古事記中には唯大國主神國避の段にあるのみ永夫云記
上巻六を
讀出云々の其、外神と人と對話せし物語あれと神を祭るの詞は毫も記載せ
し處なし然れども幸に他に上代の祝詞を集めしものありて亞細亞協
會雜誌中にサトウ氏既に之を譯したり永夫云延喜式
祝詞の部を云今其祝詞の文を見る
に大抵皆會て神恩を拜謝し又更に神恩を得ん事を願ひて稱讚の辭句
と神前に供する物品とを載せたり其文體は散文にして歌句の体にあ
らず又實に古事記の歌すへて百十二首の中に一首として宗教に關係
するものを載せず
祭儀の事古事記中に多く記載せられたる者は水を以て禊祓するの儀
式なり又探湯と稱して熱湯を用ゐて裁判する事記紀の二書に見えた
り然れども探湯の事は大陸と交際を開きし後に至りてはこの事なし
又神に祈誓すると云ふ事往々見當りぬこは歐羅巴に行はれし賭博誓
祈咀にや、似たり又書中の神官の事を載せたる所あれども其職掌等

武都云是はよく見
られたる説なり祭
政一教の世に神官
なき也

を詳説したる所なし余輩は上古神官の神と人との中に立ちたる職掌
などの記されたることのなきを以ておもへは當時には神官といひて
一種別族を爲したる者にあらざる事おもひやらる神官の一派別族と
なりて其職掌を子孫に世襲する事は後世百官世襲の風習行はれし時
に始れるなり
紀記の二書中種々の謬信を記せる事處々にあり此種類の謬信は二書
編輯の頃には既に陳腐にして其由來も分明ならざりしと見え書中一
々其由來を陳へたり例へば一、火點し又は夜中櫛の齒を缺き又は錢笠
を着して人家に入る事の不祥なる事等の由縁は古事記日本紀共に之
を載せたり
靈異の事亦屢書中に載せたり例は須佐之男神大蛇の尾中より得て今
尙帝室の神器と貴女所の草薙劔また火遠理命の其、兄火照命と争闘に
もちゐて勝つ事を得し所の鹽盈珠鹽乾玉及同傳説の鈎等の事はなり
又古代に於ては神意を伺ふに常に鹿の肩骨を灼きて占ふ法を用ゐた

り又人間と雖未來の事を前知する力ありと信したりと見ゆ又人の旅行の時に地中に壺を埋め又敵と戦ふ時其始めて射る矢を尤も慎み又神功皇后が朝鮮を征伐せんが爲めに發途せし時神々を祭りたる注意を見れば古代の日本人は何等の事業を企つるにも最も其初發を慎みたること見ゆ

今古代日本人の宗教思想の事を述べ終らんとするにあたり其思想中に證據なきものを擧げん先づ大洪水の傳説なきが如し又地震の災に屢々罹りて恐怖を生じたれどそれが爲に人心に特種の感觸を生ぜざりし又星辰を祭らざりしか如し又身体成立靈魂變化等の説なきが如し靈魂變化等の説なきを見れば日本神説は佛教傳來以前に其一体を備へたること知らる又何れの國にても洪水の災屢起りて大に人民の想像に感觸せしに獨り日本のみ此事あるを見ざるは珍らしき事なりこの洪水なるものは近時まで古代アルタイク入種の小説なりと云ひふらしたるにアルタイク入種中の最も古き日本人の傳説中に在る傳説

頼唐云これ我古學者の既を看破せし目にて最めてたしむ但し神道はた

24

寛云承天皇の朝に八男八女を大八洲に集りし事此の記に實にあり

なきを知れり又何れの國にても古代の八種は星辰の事に付ては其想像を恣にし種々の名を付し其出現により種々の推測をなしたるに日本人はすて、顧みざる風なりき兼星に漢名を付し又其説どもを爲せるは正史時代の頃支那より傳習せるものなり尙日本人の天を讀みし歌に星の事を云ひたるものなし此他又記載すべき一事あり歐洲諸國にては七の數を貴き數としぬれど日本に於ては此數を貴重せすして却りて八の數を貴べり例へば大八島國八股蛇八拳鬚八千矛神八十神或は八百萬神の如き其八又は八十の語は註釋家の言に據れば只數の多きをいへるものにして字義のまゝに解すべきものにあらずと云へりまた古事記中に八の數を載する外に九又は十とへる數をあけたるあり但し大八島國の如きは一々其數の島を列擧したるを見れば只數の多き形容にのみ用ゐたるばかりにもあらず正しく其員數をさしたる事もあるは疑なし

さて古代日本の宗教思想は上に擧ぐる如くなれば近來歐羅巴の流行

主獨裁にあらざる
推測したるのみ
事なり

武備云々の縣主
は遠征軍主などの
事云るにや是は
大倭と河内に二家
ありて自ら異なり
出雲國造は一家に
て兄弟の争ひしな
り國造はもとより
一人なり

種^{九二}の政体は君主獨裁にあらざる其は神武天皇の傳説を見るに天皇其兄
の薨じ玉へるまゝは其兄と相連合して互に將となりて其兵士を指揮
し玉へるを見れば筑紫人種の政治の體裁は君主獨裁にはあらざるが
如し又神武天皇及び其嗣君の代々に征服せしめ玉へる倭の縣主及び
出雲の國造の常に數人の如くにして一人の如くにあらざるを見れば
其縣主國造等は各々皆一人にて其權を専らにせしにもあらざる事し
らる又所謂人代の頃日本には天皇の直轄に屬せし國と其直轄に屬せ
ざりし國とありて其地方官縣主國造連等の名を負ひたるを見れば上
代に於ては天皇は直接に日本諸國を統轄し玉へるにあらずして或る
地方にては其會長外は倭の天皇に忠を致し内は其領地を統轄し又或
地方に於ては天皇の一族家臣其地の會長に代はりたるも尙其舊跡を
負ひて其領地内に於て無限の權を振ひたるもありさを見ゆ實に當時
の政体は中央集權にあらざりて封建政治なりといふべしこの古代日
本の政體の事に付ては日本の註釋家も既にこゝに注意し實に大神道

學士たる平田氏の如きも既にこの事實を認定せしのみならず尙一步
を進めて第八世紀水夫云孝德天皇の御世より第十二世紀の央水夫云後白河天皇御世に至る迄行はれ
て今日また再興したる中央集權の政体は全く支那の郡縣制を模擬し
たるものなり第十二世紀水夫曰後白河天皇御世より千八百六十七年水夫曰明治維新の年に至る迄
行はれける封建政治こそ實に日本古代の政体なれと云へり今余輩は日
本中世當初の政体に至りては頗る繁雜したるものもありまた平田氏
の説も當初の事に至りては其證なきを以てこの説の如く第八世紀よ
り現時に至るまでの説を盡く當れりとは云ひかたしといへども上古
の政体たる天皇の直轄の地の外に於ては中央集權に似たるよりは寧
ろ封建政治に似たりといへることは疑なき事なり又第七世紀の頃水夫曰孝德天皇の御世日本の政体俄かに變じて中央政治の如くなりたりき此時まで
地方部長の負ひたる名稱は或は之を剝奪し或は之を尸に改めて有名
無實の稱號と爲したることは亦疑ひなきことなり又上古の世に於て
天皇の繼嗣の事甚次序なかりし事第六世紀に至りても位の空位水夫

曰武烈天皇崩 ありし事などは奇なりといふへし又天皇繼嗣を嗣ぐべきものを皇子中に揀みし時嫡子を選みて立たる事甚稀なりしことも記紀の古史に徴して知るべきなり

余輩は日本古傳を講究して其宗教政治の思想を分解する事を得たり因て本條に於ては此分解したるものにより更に一層古き日本國の起原日本上古史の事に付て説を述べんとす然れども是はこれ余輩一家の説にして確信すべき事は多からざるへし

古代神人漸く増加し其傳も從て繁雜になれるを見れば第三世紀の頃亞細亞の大陸と交際を開きし迄の間は日本文明の發達は只一路より開通せしものとはおぼはれずされど唯にかく神人の増加と傳説の繁雜によりての考のみにては尙信するに足らず余輩おもふに日本の傳説は最初より三方に分かれ而して第五世紀に至りて此三方互に相混同して日本を形造し正史の端緒を開きしなりと此三方の第一を出雲とし第二を倭とし第三を筑紫とす而して日本の東部北部の此内に天

正辭云すへて支那の古代の書に日本を多記したるは足らず

寛云の山海經外夷記等に新井白石南傳北傳は如く琉球石岐の如く琉球の如くなるへし數國に分れたるなりと云ふに證は用ひたし

正辭云此のあたり正辭云此のあたり正辭云此のあたり

ちざる所以は實に近年に至る迄も野蠻なるアイノ人の居住せし地たりしを以てなり古代日本は數國に分れし事は余か私説たるのみにはあらず實に其證あり山海經には北倭と南倭との事を記せり又兩漢書には日本國は數多の王國に分れたりと記せり又後漢書には日本國の最も強き者は邪馬臺なりと記せり又後世支那史官の書には日本と倭とは各別國にして日本は嘗て倭を併せたりし事ありとせりおもふに此史官のいへる日本とは筑紫島又は其島の一部を指して云へるものなり或は支那人は日本の事情に迂なりと云ふ者もあるべけれど支那の古書中に東北の山地の外に毛の生たる人の住國あり「エミツ」またはと記したる所處々にあるを見れば支那人も日本の事情に迂ならざりしを知るへしされど今かく擧ぐる所は筑紫と倭の各別國たりし證に過ぎず出雲の別一國たりし證は支那書にも見當らす今思ふに筑紫人の倭を服従せしめし以前に倭人が出雲を服従せしめしことありしなるべしされば古史中には倭人が出雲を征せし傳説と筑紫人が倭を征

武郡云出雲にいつか
なるものありて大
別國を立てしや
在せし神としての
足らざるに
論ずるに

せし傳説と相混淆して分ちかたくなりして傳説の混淆せるものを分析
するは容易の事にあらざるが故に其確實なる證は得ると能はざれど
出雲の事は神傳中にて殊に著く載せたるを見れば古代一別國たりし
は明らかし此曖昧なる問題如きは後來いかなる明證を得ることある
も先日本の正史は紀元四百年水夫曰國仲
天皇の御世を以て古代中の境界とし此年紀
より以前は荒誕なる傳説甚だ多くして信じ難しとす
さて上に云へるが如く日本の古傳説は元と三國の傳説の混合せるも
のといふ説信なりとせば其古傳説中の想像の部分水夫云古事記の神代七代の段
より伊邪那岐命誕生の段の部
分なりといへに付て其意義を解釋せんとするには殊に非常に注意せずは
あるべからず實に一層精細なる穿鑿によりて傳説の種類を三國に分
別し得るの日に至るまでは其傳説の意義を解釋するを遷延せずばあ
るべからず何となれば日本の傳説果して三國傳説の混合のものたり
せば神系圖も無用に屬し又今余輩か論題としたる日本古代の宗教思
想といへる事も正しく其趣意立かたし何となれば其傳説中に載する

正統云昔巻の序文
のたぐひは當らぬ
事なり

又云後世神官輩の
作出したるものに
過さずと云へし何の
に於て其説きかま
はるに其説きかま

所の各種の宗教思想は何れの時代をよりて區分したるものにもある
すして土地の屬部によりて分ちしものたればなり且古事記日本紀の
開卷に載する所の神は其初めに載せられたる神なるか爲に必ずしも
神々の中にも最も古くより信仰せられたるものといふべからざるは
猶書卷の初めに載する處の序文必ず其初めに作りたるものなりとい
ふべからざるが如しかく見安き道理あるをも辨へずして歐羅巴人の
日本神傳を少しく學びたるものは互に日本人の古代信仰せしものを
推測して或は二神教なりと云ひ或は三神教なりといひ或は又至尊上
帝なりと云ひ古事記と日本紀とに載する所の日本開闢元初の神の二
書相異なるを知らざるものゝ如し今余輩をして此問題に就きて強て
評せしめば記紀二書の開卷に載する所の獨化神は恐らくは後世神官
輩の作出したる者に過ぎずといはんとす又古代の日本人は最初専
ら此獨化神を信仰せしが其後伊邪那岐伊邪那美の二神及其子孫の神
々と信仰せしが爲遂に其獨化神を信仰せざるに至りしなりとおもふ

正辭云此類の語は
 甚多し今悉く尋く
 るに違あらず言語
 の符合するは支那
 支那と日本とのみ
 にさらず梵語に
 鳥の語を羅云日
 本の語を羅云日
 又天を羅云日
 日本を羅云日
 同く羅云日
 ある也これらも皆
 輸入したるものな
 しむふはかたくな
 武蔵云此類は採る
 處われさもこれを
 上古にさかのほり
 てかのカネを金ク
 シを羅云するが如
 たりは誠に笑に堪へ

偶然の符合とすへからず此等の言語事物は多くは支那より輸入せし
 ものと相同しとせは余輩おもふに上古の日本語殊に其動植物の名及
 器具製造品の名を今一層注意拾集して支那語に比較することあらは
 恐らくは上古記録あらざりし以前の事情を知るの便ならんかとさて
 朝鮮語とはいかゞといふに上古の日本語を以て朝鮮語に比較するに
 は支那語と比較するより更に細密に注意せざるへからず何となれば
 支那語とは大に異なりて日本語と朝鮮語とは其語脈最も親密にして
 頗る相似たるか故に偶々日本語の言義朝鮮語に符合したるものありと
 も一概に朝鮮の傳來と爲すことを得ず然れども日本語の佛及佛堂と
 朝鮮語のフチュー及チエールと相似たるは全く朝鮮より傳來したるも
 のにして二國共に固有語にはあらず其元印度より出て、次て支那に
 傳はりしれより又朝鮮に傳はり朝鮮より日本に傳來せしなり日本語
 學者は此語原をヒトケ乃人氣歸したれと實はしかるべきものにはあ
 り

武蔵云此類は採る
 處われさもこれを
 さすに其本に反
 りて考究すへき
 を送たるは生々
 者の比にありし
 かるに返りて自
 の學者に小智に
 求むると嘆すへ

余輩は同島國のアイノ人中に現に行はるゝ風俗思想の元と外國より
 傳はりしものにも説き及ばんとおもへども此總論既に大に冗長に涉
 りたればさしおきつ今こゝに論局を結ぶに臨みて言はんとするもの
 は抑此譯書の如きは古事記を十分に解釋したるものといふへからず
 又余輩が日本古事の知識足らざる處ありて盡さざる處多し日本の古
 事を十分に考究せんには古物學者の助を借らざるを得ず又日本の國
 書を蒐集して盡く之を批評し其益ありと覺ゆるものは盡く校閲して
 其事實の智識を搜出するのみならず尙支那朝鮮の記録にも注目せさ
 るへからず既に松下見林と云へる人あり此目的を以て多くの支那書
 を搜索せり此人の著書異稱日本傳と題せるものは頗る有益の書なり
 若し此等の書を翻譯せば余輩は上に云へる知識を得るに大に益あら
 り實に平田氏は神道家たるの意見を以て日本の古事を考究したり余
 輩も亦余輩の意見を以て日本古事を考究せんとす然るに此迄此意見
 ある人甚少し僅にサトウ氏か數篇の論文を撰述して本會雜誌に載せ

武野云記者の公論
 實に感ずべし我國
 の學者少しく察せ
 正辭云々イロル氏
 の論感服々々

たるものあるのみ尙會員中の日本人は或は余輩かこの國史を評論す
 るを聞きて其不敬なるに驚く人もあるべしと雖恐らくは余輩が後來
 の穿鑿を待つ所のものより有益ある發明を得ば亦將に其心を和ら
 る所あるに至らん尙日本の古史若し全く眞實ならざりせば之を信せ
 んど欲するも信すること能はざるべし眞實なるものなりせば信せざ
 らんとするも亦能はざるべし且余輩の目的は唯日本の古史中に於て
 偽とおもへるを省き眞を擧げんとするにあるのみ近時有名なる人種
 論著者ダイロル氏曰歴史に批評を下すは之を疑はんが爲にあらずし
 て之を信せんか爲なり其目的たる編者の誤謬を發見せんが爲にあ
 らずして其説の採るべきもの幾何あるかを確知せんが爲なり且史上の
 實事として取りかたきものも其使用によりては他に亦採るべき者あ
 り故に余輩は日本歴史にては彼の一千年間（宋夫曰神武天皇より以後なり）をば取らずと
 いへども尙日本の古典は之をダイロル氏種の最上の古事たることを忘
 失すべからずとて、人の中より採らざるべしと云ふは余輩の意に非ず

この總論及譯書の脚註に引用したる日本書は左の如し

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 姓氏錄 | 高多親王 |
| 日本書紀 | 舍人親王及其他 |
| 續日本紀 | 菅野眞經 |
| 釋日本紀 | 下部懷賢 |
| 先代舊事紀 | 著者不詳 |
| 萬葉集 | 橘諸兄 <small>（案するに此
人ならむ）</small> |
| 古今和歌集 | 結貫之其他 |
| 萬葉考 | 加茂眞淵 |
| 諸曲拾葉集 | 忍鏡 <small>（案するに此
人ならむ）</small> |
| 天枝詞後釋 | 本居宣長 |
| 神代正語 | 本居宣長 |
| 冠辭考 | 加茂眞淵 |
| 纂輯御系圖 | 横山由滯
黒川眞樹 |

異曆不審考	本居宣長
難語考	橋守部
國號考	本居宣長
日本釋名	貝原篤信
日本紀歌頌解	菟木田久老
古史傳	平田篤胤
異稱日本傳	松下見林
古事記傳	本居宣長
難古事記傳	橋守部
古語拾遺	齋部廣成
稗威道別	橋守部
稗威言別	橋守部
諸國名義考寫本	藤原彦慶
異曆考	本居宣長

日本名類聚考

古史通	源順
厚顏鈔寫本	新井白石
日本紀通證	僧契仲
古事記	谷川士清
神字古事記	太安麻呂
假名古事記	藤原政興
校正古事記	坂田鐵安
龜圖古事記	無名
古訓古事記	出口延佳
標註古事記	長瀬真幸
大藏詞	村上忠順
神道新論	著者不詳
古史考	高橋善良
	平田篤胤

日本上古史評論卷尾

竹取物語	著者不詳
玉勝間	本居宣長
神代正語常磐草	細田富延
山城風土記	著者不詳
東雅	新井白石
和訓栞	谷川士清
大和物語	著者不詳

明治二十一年四月二十日印 刷
 明治二十一年四月廿五日出版御届
 明治三十三年十月十二日訂正再版印刷
 明治三十三年十月十五日訂正再版發行

定價金四拾錢

譯述人 飯田永夫

麴町區飯田町四丁目一番地

發行人 杉浦鋼太郎

神田區三崎町一丁目三番地

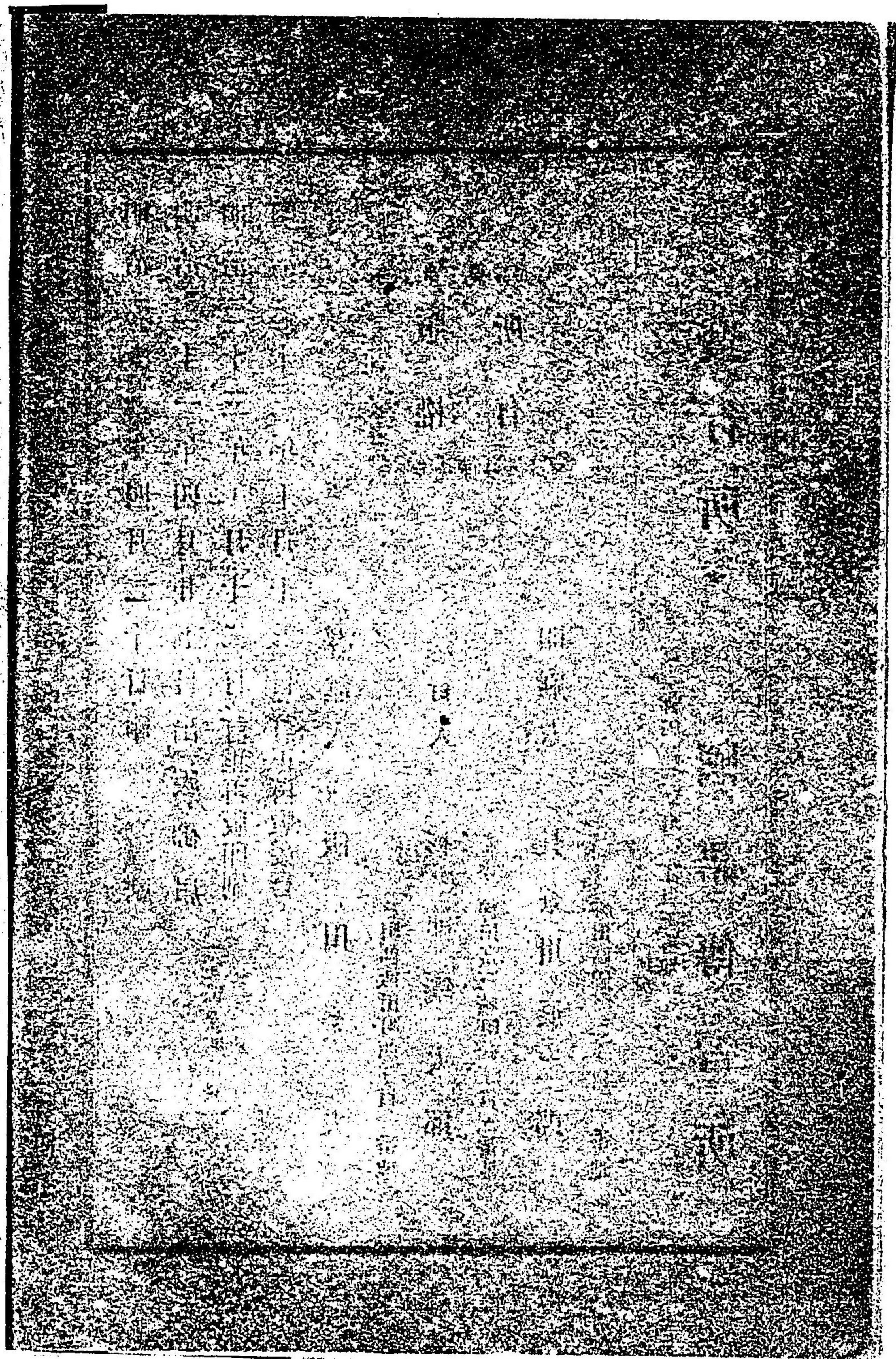
印刷人 長谷川辰二郎

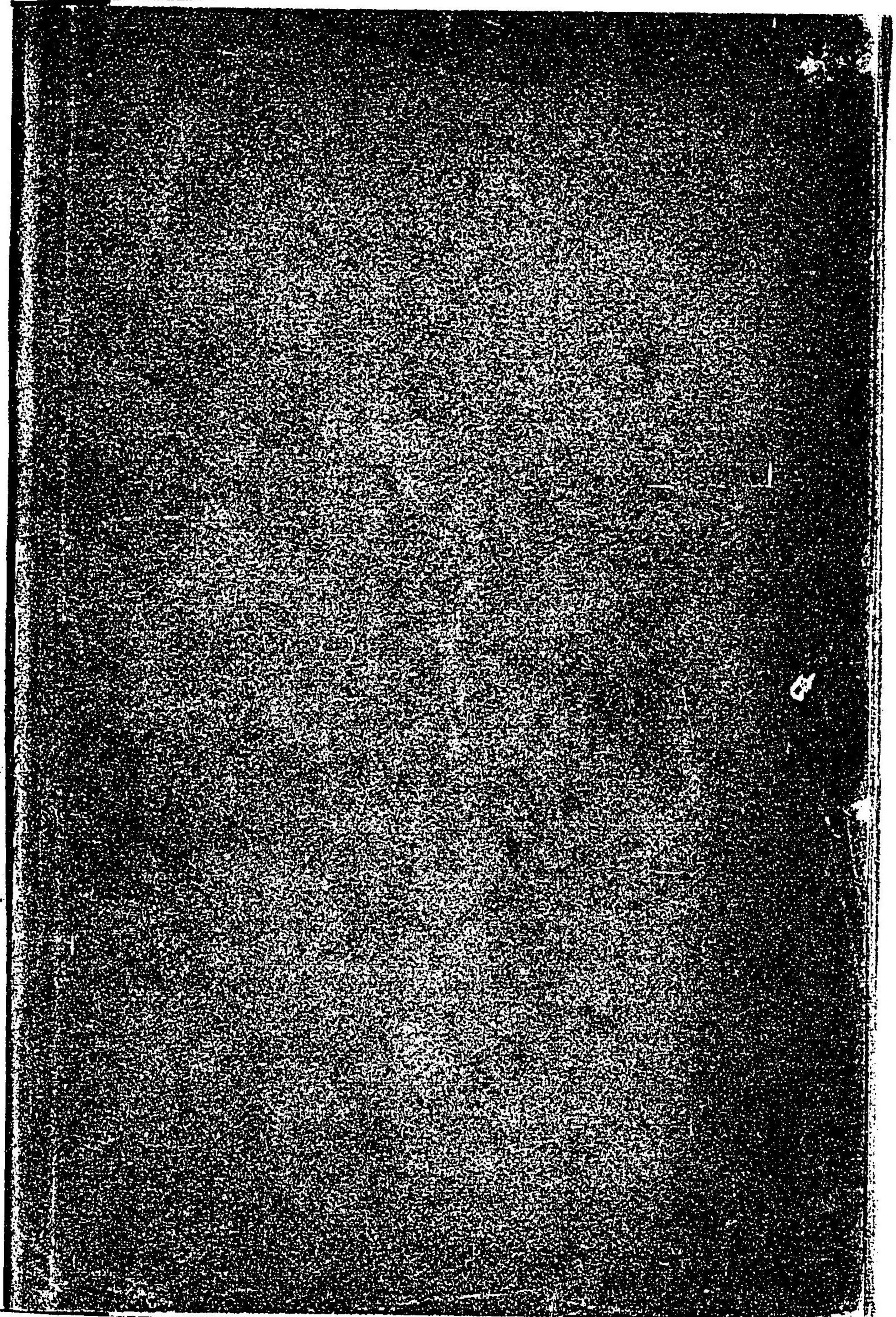
神田區錦町三丁目一番地

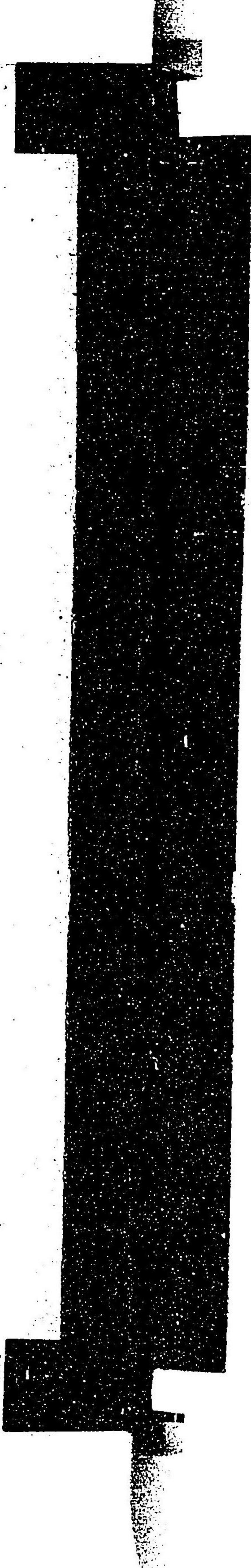
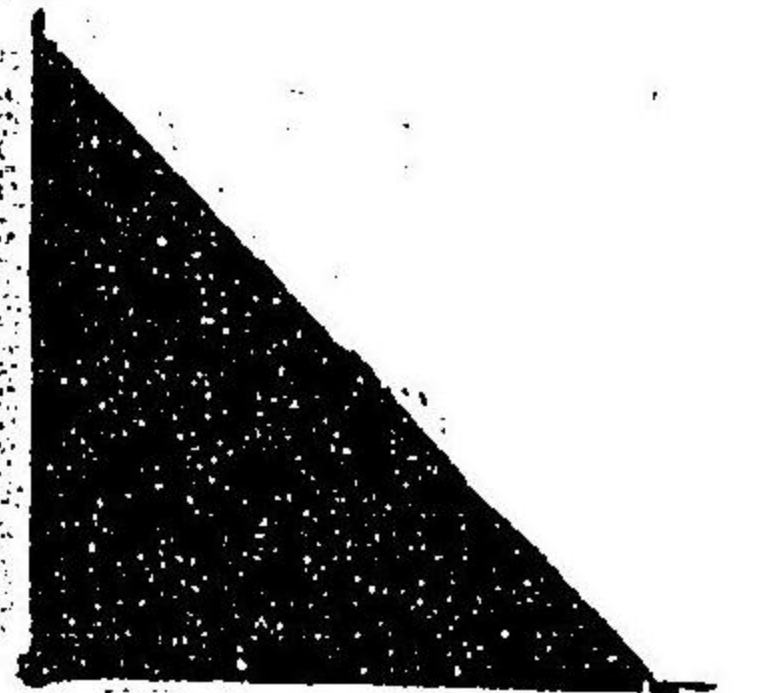
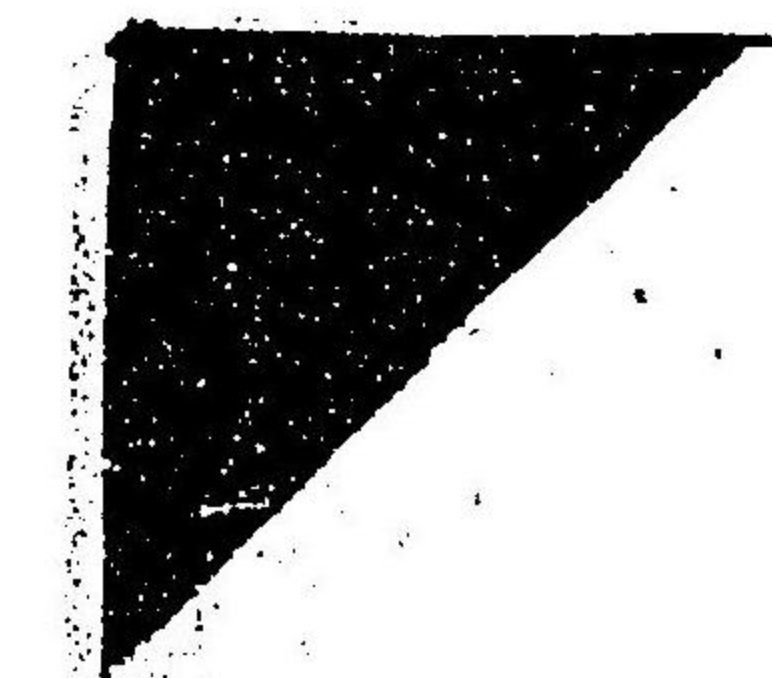
版權所有

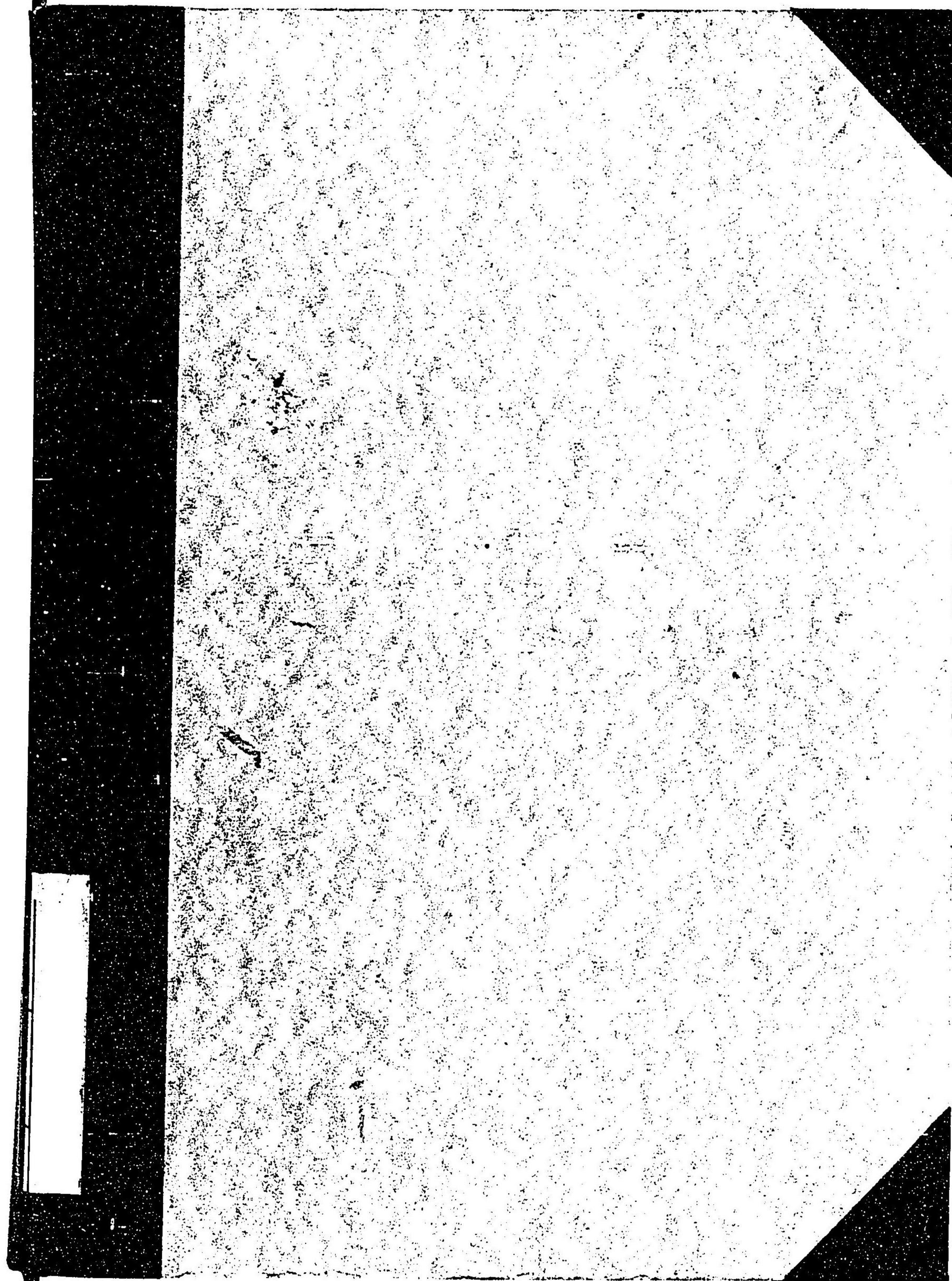
發行所 國語傳習所

東京神田區三崎町一丁目三番地









210.3

Ko.698Cn

I(t)

日本上古史評論

国立国会図書館

001600-000-2

210.3-Ko698CnI(t)

日本上古史評論

チャンバーレン/著

M33

ACB-4205

